

令和7年度版

ふれあいの街

障がい者福祉のごあんない



盛岡市

<マイナンバーについて>

■盛岡市障がい福祉課 市役所本館 5 階 (障がい福祉課での手続きに関すること)

☎613-8346、626-7508、613-8296、613-7943 (ダイヤルイン) FAX 625-2589

(〒020-8530 盛岡市内丸 12-2 ☎651-4111 (代表))

■マイナンバー総合フリーダイヤル (マイナンバー制度に関するお問い合わせ)

☎0120-95-0178

●平成 28 年 1 月 1 日から、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児及び難病患者等の以下の各種手続きにおいて、マイナンバーが必要となりました。

【障がい福祉課】

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療 (更生医療、精神通院医療)
- 障害福祉サービス ○障害児通所支援 ○補装具費、日常生活用具の給付
- 移動支援事業、日中一時支援、訪問入浴、地域活動支援センター I 型、II 型、
重度障害者等入院時コミュニケーション支援 ○自動車運転免許・改造等助成事業
- 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当

【その他の課】

- 自立支援医療 (育成医療) ○重度心身障がい医療費助成 ○ひとり親家庭等医療費助成
- 小児慢性特定疾病医療費助成 ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

☆必要書類

手続人	番号確認	本人確認	代理権確認	その他
本人	①個人番号カード 又は通知カード ②個人番号入りの 住民票	A 写真入りの書類 1 部 B 写真なしの書類 2 部 ※本人確認書類参照	なし	番号確認及び本人確認は、原本の提示が必要。
代理人	同上	代理人の身元確認 (本人の身元確認は不要) A 写真入りの書類 1 部 B 写真なしの書類 2 部 ※本人確認書類参照	【任意代理人】 委任状 【未成年の子の親権者】 戸籍謄本 【法定代理人】 登記事項証明書	代理権の確認が困難な場合には、本人のみに発行された書類等で確認。 (下部 A 又は B 参照)
使者	同上 (写しを封筒に入れて提示)	なし	なし	使者が個人番号を閲覧することができないよう、封筒に入れて提出。 使者が本人の代わりに個人番号記載はできません。

■共通事項■

個人番号の記載が困難な場合 (個人番号がわからない、代理権の授与が困難等) は、市で番号確認して差し支えない取扱いとなっております。したがって、各種申請の際に申請者の個人番号が不明、又は、あいまいな場合は、市が確認・記入しますので、個人番号欄は空欄のまま提出いただくようお願いいたします。

☆使者・本人及び代理人以外の者 (施設職員、ケアマネージャー等)

☆郵送による手続きの場合には、番号確認及び本人確認の書類は、写しの提出によります。

☆2 回目以降の手続きの場合には、原則個人番号の記載は必要ありません。

※【本人確認書類】(A はいずれか 1 部、B はいずれか 2 部以上をご提示下さい。)

A	個人番号カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、など
B	健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、医療受給者証、生活保護受給証明書、恩給証書、各種年金証書、国民年金手帳、特別児童扶養手当証書、各種サービス受給者証など

※障がい福祉課以外での手続きに関しては、各種問い合わせ先へお問い合わせください。

目次

(昨年度から変更のある項には下線)

障がい程度別該当事業…………… 4～8

1. 相談窓口

<福祉について>

盛岡市障がい福祉課…………… 9

盛岡市都南総合支所税務福祉係…………… 9

盛岡市玉山総合事務所住民福祉課…………… 9

岩手県福祉総合相談センター…………… 10

盛岡地域福祉センター…………… 10

盛岡市こども家庭センター…………… 10

盛岡市総合福祉センター…………… 11

岩手県立視聴覚障がい者情報センター…………… 11

<保健について>

盛岡市保健所…………… 11

盛岡市母子健康課…………… 11

盛岡広域振興局保健福祉環境部

岩手県県央保健所…………… 12

岩手県福祉総合相談センター

精神保健福祉センター…………… 12

<医療・年金について>

盛岡市医療助成年金課

(医療助成係)、(年金係)…………… 12

日本年金機構盛岡年金事務所…………… 12

<しごとについて>

盛岡公共職業安定所…………… 12

岩手障害者職業センター…………… 12

盛岡広域

障害者就業・生活支援センター…………… 13

<お金・生活のことについて>

盛岡市消費生活センター…………… 13

盛岡市くらしの相談支援室…………… 13

<相談支援について>

もりおか障害者自立支援プラザ…………… 13

盛岡広域圏障害者

地域生活支援センター(My夢)…………… 13

ソーシャルサポートセンターもりおか…………… 13

盛岡市基幹相談支援センター…………… 14

<教育について>

盛岡市教育委員会…………… 14

<専門相談>

障がい者専門相談事業(障がい者110番)…………… 14

岩手県難病相談支援センター(難病110番)…………… 14

岩手県小児慢性特定疾病児童等

自立支援センター…………… 14

盛岡市医療的ケア児等コーディネーター

…………… 14

岩手県医療的ケア児支援センター相談窓口…………… 15

県民医療相談センター…………… 15

岩手県精神科救急情報センター…………… 15

盛岡市医療安全支援センター…………… 15

岩手県発達障がい者支援センター…………… 15

岩手県立療育センター…………… 15

岩手県高次脳機能障がい者支援普及事業

…………… 15

盛岡広域成年後見センター…………… 15

進行性筋萎縮症者の療養相談…………… 16

ろうあ者・盲ろう者相談…………… 16

<地域の相談員>

民生委員・児童委員…………… 16

身体障害者・知的障害者相談員…………… 16

<高齢者について>

盛岡市地域包括支援センター・

介護支援センター…………… 17

2. 手帳

身体障害者手帳…………… 18

療育手帳…………… 18

精神障害者保健福祉手帳…………… 19

3. 年金・手当

<年金など>

国民年金(障害基礎年金)…………… 20

厚生年金(障害厚生年金)…………… 20

特別障害給付金…………… 21

<手当>

特別障害者手当…………… 21

在宅重度障がい者家族介護慰労手当…………… 22

障害児福祉手当…………… 22

特別児童扶養手当…………… 22

児童扶養手当	23
<その他>	
自動車事故被害者の支援制度	23
心身障害者扶養共済制度	24
労働者災害補償保険給付	24

4. 健康と医療

<障害者自立支援医療>	
更生医療	25
精神通院医療	25
育成医療	25
<その他の医療費助成など>	
重度心身障がい者医療費助成	26
中度身体障がい者医療費助成	26
後期高齢者医療制度	27
ひとり親家庭等医療費助成	27
小児慢性特定疾病医療費助成	27
指定難病の医療費助成制度	28
特定疾病療養受療証	28
遷延性意識障がい者の医療費等助成	28
在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成	28

5. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスとは	29
障がい福祉サービスを 利用するための手続き	29
障がい福祉サービスの流れ	29
障がい福祉サービスに係る 自立支援給付等の体系	29
地域生活支援事業	31

6. リハビリテーション

機能回復訓練	32
喉頭摘出者言語発声訓練	32
点字指導	32

7. 日常生活の援助

<補装具・日常生活用具など>	
補装具費の支給	33
日常生活用具の給付	33
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	36
福祉電話の貸与	36

緊急通報装置の貸与	36
身体障害者補助犬の給付	36

<派遣など>

手話通訳者の派遣	37
要約筆記者の派遣	37
盲ろう者通訳・介助者の派遣	37

<講習など>

○障がいのある方もない方も	
市民後見人入門講座	37
手話講座	37
手話奉仕員の養成	37
手話通訳者の養成	37
要約筆記者の養成	38
点訳・録音図書製作等奉仕員の養成	38
点字・音訳・手話・要約筆記スクール	38
○視聴覚障がい者等対象	
視聴覚障がい者等パソコン講習	38

<自動車>

自動車運転免許の取得などの相談	38
自動車運転免許取得費の助成	39
自動車改造費の助成	39
介護車両改造費等の助成	39
駐車禁止の対象除外	39
ひとにやさしい駐車場利用証制度	40

<その他のサービス>

車いすの無料貸出し	40
車いす同乗福祉自動車 (ぶらっと cab) 貸出事業	40
おでかけ送迎サービス	40
紙おむつの支給事業	41
音声によらない119番通報	41
青い鳥郵便葉書の無償配布	42
郵便等による不在者投票	42

<点字刊行物など>

広報もりおか	43
もりおか市議会だより	43
その他の点字刊行物など	43

8. 軽減や割引

<交通運賃の割引>

鉄道運賃の割引	44
身体障害者「ジパング倶楽部」による 鉄道運賃の割引	45
バス運賃の割引	45
障がい者のタクシー運賃割引	45
福祉タクシー・ガソリン等助成券	46
航空運賃の割引	46
フェリー旅客運賃の割引	47
有料道路通行料金の割引	47

<税の軽減・免除>

所得税・市県民税の障害者控除等	48
在宅療養に係る介護費用の医療費控除	49
おむつに係る費用の医療費控除	49
ストマ用装具に係る費用の医療費控除	50
少額貯蓄の利子の非課税	50
自動車税環境性能割・種別割、 軽自動車税環境性能割・種別割の減免	51

<その他の割引等>

NHK放送受信料の免除	52
郵便料金の免除	52
携帯電話料金の割引	52
電話番号無料案内（ふれあい案内）	52
スパイクタイヤ使用禁止の対象外	53
公共施設利用料の減免	53

9. すまい

市営住宅及び車いす専用住宅への入居	54
県営住宅及び車いす対応住宅の入居	54
住宅整備資金の貸付	54
住宅改造資金の助成	54

10. 教育

就学前教育	55
盛岡市親子通園事業	55
特別支援教育就学奨励費の支給	55
障がい者の高等教育	55
障がいのある子どもの教育相談	56

おもちゃ図書館	56
---------	----

11. 障がい者のスポーツ・技能

<各スポーツ大会>

スポーツを楽しむために	57
国内外の主な障がい者スポーツ大会	57

<活動場所>

岩手県勤労身体障がい者体育館	57
ふれあいランド岩手	57

<活動機会>

<関係団体>

岩手県障がい者スポーツ指導者協議会	58
-------------------	----

<技能向上のために>

岩手県障がい者技能競技大会 (チャレンジいわてアビリンピック)	58
盛岡市障がい者芸術文化祭	58

12. しごと

<職業訓練>

障害者職業能力開発校	59
職場適応訓練	59
精神障害者社会適応訓練事業	59

<雇用保険>

雇用保険の求職者給付	59
------------	----

<資金の貸付>

生活福祉資金の貸付	59
-----------	----

13. 権利擁護など

日常生活自立支援事業(あんしんねっと)	60
成年後見制度	60
岩手県福祉サービス運営適正化委員会	61
相談窓口について	61

14. 参考資料

身体障害者相談員名簿	62
知的障害者相談員名簿	62
シンボルマーク等	63
身体障害者障害程度等級表	64

15. 盛岡市の障害福祉サービス等事業所一覧

.....	66
-------	----

障がい程度別該当事業

○が該当 △一部該当

(制度によっては制限や条件があり、利用できないこともありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。)

障がいの種別	制度	年 金 ・ 手 当 等								医 療								
		障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金	特別障害者手当	家族介護慰労手当 在宅重度障がい者	障害児福祉手当 (児童が障がい者)	特別児童扶養手当 (児童が障がい者)	児童扶養手当 (父(母)が障がい者)	心身障害者扶養共済	労働者災害補償保険	自立更生医療 (更生医療)	自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療 (育成医療)	重度心身障がい者 医療費助成	中度身体障がい者 医療費助成	後期高齢者医療 (65歳以上)	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	1				△	△	△	△	○	○	△	△		△	○		○
		2				△	△	△	△	○	○	△	△		△	○		○
		3							△		○	△	△				○	○
		4										△	△			△		
		5									△	△		△				
		6									△	△		△				
	聴 覚 ・ 平 衡	2				△	△	△	△	○	○	△	△		△	○		○
		3							△		○	△	△				○	○
		4										△	△			△		
		5										△	△					
		6									△	△		△				
		3							△		○	△	△		△		○	○
	音 声	4										△	△			△		
		1				△	△	△	△	○	○	△	△		△	○		○
		2				△	△	△	△	○	○	△	△		△	○		○
		3							△		○	△	△			○	○	
		4							△			△	△		△		△	
		5									△	△		△				
	内 部	1				△	△	△	△	○	○	△	△		△	○		○
		2							△	○	○	△	△		△	○		○
		3							△		○	△	△			○	○	
		4										△	△		△			
	手 帳	A				△	△	△	△		○		△		○		△	
		B							△		○		△				△	
精 神 保 健 手 帳	1				△	△	△	△	△	○		○		△		△		
	2									○		○				△		
	3									△		○						
ページ		20	20	21	21	22	22	22	23	24	24	25	25	25	26	26	27	

(制度によっては制限や条件があり、利用できないこともありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。)

障がいの種別	制度	障害福祉サービスの援 助																
		自立支援給付	地域生活支援事業	機能回復訓練	喉頭摘出者 言語発声訓練	点字指導	補装具費の支給	日常生活用具の給付	福祉電話の貸与	補助犬の給付者	身体障害者 要約筆記者の派遣	手話通訳者・ 介護者の派遣	盲ろう者通訳	自動車免許取得	自動車運転免許 取得費の助成	自動車改造費の助成	介護車両の改造費等	駐車禁止の対象除外
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	1	△	△			○	○	○	○	○	△						△
		2	△	△			△	○	○	○	△		△					△
		3	△	△				○	△									△
		4	△	△				○	△									△
		5	△	△				○	△									
		6	△	△				○	△									
	聴 覚 平 衡	2	△	△				○	○	○	○	△		△				
		3	△	△				○	△		△	○	△	△ (平衡)	△			△ (平衡)
		4	△	△				○	△			△		△				
		5	△	△				○	△									
		6	△	△				○	△									
		音 声	3	△	△		○		△	○			○			△		
	4		△	△				△	○			△			△			
	肢 体	1	△	△	○			○	○	○	○			○	△	○	△ (下肢・体幹)	△
		2	△	△	○			○	△	○	△			○	△	○	△ (下肢・体幹)	△
		3	△	△	○			○	△					○	△	○		△
		4	△	△	○			○	△					○	△	○		△
		5	△	△				○	△							○		△
		6	△	△				○	△							○		△
	内 部	1	△	△				△	△	○								
		2	△	△				△	△	○								
		3	△	△				△	△									
		4	△	△				△	△									
	療 育 帳	A	△	△					○									
B		△	△															
精 神 保 健 帳	1	△	△					△										
	2	△	△															
	3	△	△															
ページ		29	31	32	32	32	33	33	36	36	37	37	38	39	39	39	39	

障がいの種別		制度		日常生活の援助						各種軽減・割引								
		車いすの貸出し	自動車同乗福祉の貸出し	おでかけ送迎サービス	青い鳥はがきの配布	郵便等による投票	点字広報・声の広報	点字・声の市議会だより	点字刊行物	鉄道運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の割引	福祉タクシー・ガソリン等助成券	航空運賃の割引	フェリー旅客運賃の割引	有料道路の割引	通行料金の割引	所得税・市県民税の障害者控除
身	視覚	1	△	△	△	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		2	△	△	△	○		△	△	△	○	○	○	○	△	○	○	
		3	△	△	△						○	○	○		○	△	○	○
		4	△	△	△						○	○	○		○	△	△	○
		5	△	△	△						○	○	○		○	△	△	○
		6	△	△	△						○	○	○		○	△	△	○
障	聴覚・平衡	2	△	△	△	○				○	○	○		○	△	○	○	
		3	△	△	△					○	○	○		○	△	○	○	
		4	△	△	△					○	○	○		○	△	△	○	
		5	△	△	△					○	○	○		○	△	△	○	
		6	△	△	△					○	○	○		○	△	△	○	
		害	音声	3	△	△	△					○	○	○		○	△	△
4	△			△	△					○	○	○		○	△	△	○	
者	肢	1	△	△	△	○	△			○	○	○	○	○	△	○	○	
		2	△	△	△	○	△			○	○	○	△	○	△	△	○	
		3	△	△	△					○	○	○		○	△	△	○	
		4	△	△	△					○	○	○		○	△	△	○	
		5	△	△	△					○	○	○		○	△	△	○	
		6	△	△	△					○	○	○		○	△	△	○	
帳	内	1	△	△	△	○	△			○	○	○	○	○	△	○	○	
		2	△	△	△	○	△			○	○	○		○	△	○	○	
		3	△	△	△		△			○	○	○		○	△	○	○	
		4	△	△	△					○	○	○		○	△	△	○	
療手帳	育帳	A	△	△	△	○				○	○	○	○	○	△	○	○	
		B	△	△	△					○	○	○	○	○	△		○	
精神福祉保健帳	手帳	1			△					○	○	○	○				○	
		2			△					○	○	○					○	
		3			△					○	○	○					○	
ページ		40	40	40	42	42	43	43	43	44	45	45	46	46	47	47	48	

障がいの種別	制度	各種軽減・割引						すまい					
		少額貯蓄の利子の非課税	軽自動車税の減免	NHK受信料の免除	携帯電話料金の割引	NTT番号無料案内	スパイクタイヤ使用禁止の対象外	公共施設利用料の減免	公営住宅の入居	車いす専用住宅への入居	住宅整備資金の貸付	住宅改造資金の助成	
身 体	視	1	○	△	△	○	○		△	△		○	○
		2	○	△	△	○	○		△	△		○	○
	覚	3	○	△	△	○	○		△	△			○
		4	○	△	△	○	○		△	△			
		5	○		△	○	○		△				
		6	○		△	○	○		△				
障 害 者	聴 覚	2	○	△	△	○			△	△		○	○
		3	○	△	△	○			△	△			○
	平 衡	4	○		△	○			△	△			
		5	○		△	○			△				
		6	○		△	○			△				
		音 声	3	○	△	△	○			△	△		
4	○		△	○			△	△					
手 部	肢 体	1	○	△	△	○	△	○	△	△	△	○	○
		2	○	△	△	○	△	○	△	△	△	○	○
	内 部	3	○	△	△	○		○	△	△			○
		4	○	△	△	○		○	△	△			
		1	○	△	△	○		○	△	△		○	○
		2	○	△	△	○		○	△	△		○	○
療 育 帳	A	○	△	△	○	○		△	△		○		
	B	○		△	○	○		△					
精 神 保 健 帳	福 祉 手 帳	1	○	△	△	○	○		△	△			
		2	○		△	○	○		△	△			
		3	○		△	○	○		△	△			
ページ		50	51	52	52	52	53	53	54	54	54	54	

障がいの種別		制度	スポーツ			しごと	
			盛岡市障がい者スポーツ大会	岩手県障がい者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	職場適応訓練	生活福祉資金の貸付
身 体 障 害 者	視 覚	1	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○
	聴 覚 ・ 平 衡	2	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○	○
		4	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○
		6	○	○	○	○	○
		音 声	3	○	○	○	○
4	○		○	○	○	○	
肢 体	1	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	
	4	○	○	○	○	○	
	5	○	○	○	○	○	
	6	○	○	○	○	○	
内 部	1	○	△		○	○	
	2	○			○	○	
	3	○	△		○	○	
	4	○	△		○	○	
療 育 帳	A	○	○	○	○	○	
	B	○	○	○	○	○	
精 神 保 健 帳	1	○	○	○	○	○	
	2	○	○	○	○	○	
	3	○	○	○	○	○	
ページ		57	57	57	59	59	

1. 相談窓口

(各種相談の窓口です。お気軽にどうぞ。)

<福祉について>

■盛岡市障がい福祉課 市役所本館 5 階 〒020-8530 盛岡市内丸 12-2 FAX 625-2589

- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児及び難病患者等の窓口として「身体障害者福祉司」「知的障害者福祉司」が置かれ、日常生活・施設入所などの相談、虐待、差別解消法に関する窓口として相談に応じています。また、以下の手続きを行っています（連絡先は右欄のとおり）。

身体障害者手帳、療育手帳、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済、自立支援医療（更生医療）、補装具費の支給、日常生活用具の給付、福祉電話の貸与、自動車運転免許取得費、自動車改造費・介護車両の改造費の助成、点字広報、福祉タクシー・ガソリン等助成券、有料道路通行料金割引、NHK 放送受信料の免除、住宅改造資金の助成、障がい者スポーツ大会	613-8346（自立支援係）
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）、手話通訳の派遣	613-7943（給付係）
障害福祉サービス	626-7508（相談認定係）
■障害者虐待防止相談窓口	626-7508（相談認定係）
■障害者差別解消法相談窓口	613-8296（事業所係）

☆相談方法…上記に、直接おいでになるか、電話でご相談ください。

■盛岡市都南総合支所税務福祉係 都南分庁舎 1 階

☎639-9058（ダイヤルイン）FAX 637-1919（〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2）

- 以下の受付を行っています。

◎身体障害者手帳 ◎療育手帳 ◎精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療（更生医療、精神通院医療）○特別障害者手当 ○障害児福祉手当 ○特別児童扶養手当
○重度心身障がい者医療費助成及び中度身体障がい者医療費助成○後期高齢者医療
○補装具費の支給○日常生活用具の給付○福祉タクシー・ガソリン等助成券
○有料道路通行料金割引○NHK 放送受信料の免除 など

※◎については交付も行っています。

■盛岡市玉山総合事務所住民福祉課 玉山総合事務所 1 階

☎683-3869（ダイヤルイン）FAX 601-5329（〒028-4195 盛岡市波民字泉田 360）

- 以下の受付を行っています。

◎身体障害者手帳 ◎療育手帳 ◎精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療（更生医療、精神通院医療）○特別障害者手当 ○障害児福祉手当 ○特別児童扶養手当
○重度心身障がい者医療費助成及び中度身体障がい者医療費助成 ○後期高齢者医療 ○自立支援給付
○補装具費の支給 ○日常生活用具の給付 ○福祉タクシー・ガソリン等助成券
○有料道路通行料金割引 ○NHK 放送受信料の免除 など

※◎については交付も行っています。

子ども青少年課	●ひとり親家庭や寡婦の自立、就労などの相談支援を行っています。	市保健所 4階	☎613-8354 (ダイヤルイン)
生活福祉 第一課・第二課	●生活に困っている人の相談・自立支援・生活保護の実施を行っています。	内丸分庁舎 3階	☎626-7510 (ダイヤルイン)
介護保険課	●介護保険の保険料・要介護認定申請・介護保険サービスなどに関する相談支援を行っています。	市役所 別館5階	☎626-7581 (ダイヤルイン)
長寿社会課	●高齢者福祉サービスに関する相談支援を行っています。	市役所 本館5階	☎601-2063 (ダイヤルイン)

■岩手県福祉総合相談センター ☎629-9600 (〒020-0015 盛岡市本町通三丁目19-1)

●岩手県の福祉に関する相談機関であり、児童女性部では児童・女性、障がい保健福祉部では障がい者（身体・知的）の相談に応じます。

★児童女性部 ☎629-9608 FAX629-9619

児童や女性に関する各般の問題についての相談に応じています。必要な調査等を行い、支援を行います。

★障がい保健福祉部（知的障がい者） ☎629-9613 FAX629-9603

知的障がい者に関する専門的・総合的な相談・判定を行います。

★障がい保健福祉部（矢巾町駐在）（身体障がい者） ☎698-2411 FAX698-2414

(〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通二丁目1番3号)

身体障がい者の医学的・心理的及び職能的判定を行うとともに、補装具（車椅子・義手義足・補聴器など）の要否・適合判定・その他更生援護についての相談を行います。

※令和2年4月から身体障がい者担当は、岩手県立療育センター内の駐在となりました。

☆相談方法……電話で相談日時を確認してください。ただし、補装具の判定については、市町村の窓口を通じた予約が必要ですので、盛岡市障がい福祉課で予約してください。

■盛岡地域福祉センター ☎696-5640 FAX696-5641 (〒020-0401 盛岡市手代森14-16-89)

●在宅障がい者の機能回復訓練を実施しているほか、各種相談にも応じています。

☆利用方法……上記に、電話かおいでになり相談してください。継続してサービスを受ける場合は、盛岡市障がい福祉課（☎626-7508 ダイヤルイン）で申請が必要です。

■盛岡市子ども家庭センター 盛岡市保健所1階・2階 (〒020-0884 盛岡市神明町3-29)

●子ども、妊産婦、子育て世代のさまざまな悩みについて、切れ目のない相談支援を行います。

★妊婦子育て担当 ☎613-2696 (ダイヤルイン) 盛岡市保健所2階

妊娠・出産・産後の育児に関する情報提供や母子の健康や育児に関する相談に応じます。母子健康手帳の交付や、妊産婦健康診査票の交付などを行います。

★おやこ支援担当 ☎601-2414 (ダイヤルイン) 盛岡市保健所2階

子どもと家庭に関するさまざまな困りごとの相談・支援を行います。

★青少年女性担当 ☎613-7521 (ダイヤルイン) 盛岡市保健所1階

配偶者（パートナー）からの暴力（DV）や女性の悩みなどの相談に応じています。青少年（概ね40歳位まで）に関する困りごとの相談に応じます。

★子ども相談室 ☎613-7520 (ダイヤルイン) 盛岡市保健所1階

子どもの抱える悩みごとや困りごとについて、子どもの思いに寄り添って一緒に考えます。

■盛岡市総合福祉センター（盛岡市社会福祉協議会）

☎651-1000 FAX622-4999

（〒020-0886 盛岡市若園町2-2 市役所若園町分庁舎となり）

●地域福祉活動の拠点であり、各種の援護事業・相談事業を行うほか、「差別・不利益な取扱い」の通報窓口や民間福祉団体の事務局も置かれています。また、福祉団体・ボランティア団体などは無料でホールや会議室を利用できます。

☆利用方法……事前に、電話か来所していただき、部屋の空き状況を確認のうえ予約をしてください。

■岩手県立視聴覚障がい者情報センター

☎606-1743（代表） FAX606-1744 E-mail: iwatesan@aiana.jp

（〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1 いわて県民情報交流センター（アイーナ4階））

●視覚や聴覚に障がいがある方は、次のようなサービスを利用できます。視覚部門では、点字図書・録音図書の貸出し、生活に必要な個人的な情報の点訳・音訳、点字指導、点字情報誌（JBニュース）の提供、パソコンサポーター派遣。聴覚部門では、ビデオライブラリー（字幕（手話）入りDVD貸出し・閲覧）、社会生活・コミュニケーション等の相談、手話通訳者・要約筆記者の派遣（あっせん）コーディネーター、情報機器の貸出し等のサービスを行います。

<保健について>

■盛岡市保健所 ☎603-8301 FAX654-5665

（〒020-0884 盛岡市神明町3-29）

●心とからだの健康づくりのために、薬剤師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が相談に応じています。健康教育・健康相談・訪問指導・各種健康診査を行っています。

★健康増進課

◆地域健康づくり担当

☎603-8306（ダイヤルイン）

・成人の健康相談、健康教育、食育の推進、特定保健指導等を行います。

◆健康政策担当

☎603-8305（ダイヤルイン）

・難病の療養生活に関する相談を行います。

◆こころの健康担当

☎603-8309（ダイヤルイン）

・精神障がいの受診等に関する相談や、心の病気の予防や対応の相談を行います。

★指導予防課

◆予防接種担当

☎603-8307（ダイヤルイン）

・乳幼児や高齢者等の予防接種についての手続き・相談等を行います。

◆感染症対策担当

☎603-8244（ダイヤルイン）

・結核や感染症についての予防活動や相談、結核医療費の給付等を行います。
・エイズ、性感染症や肝炎についての相談や検査を行います。

◆医事薬事担当

☎603-8302（ダイヤルイン）

・医療、医薬品に関する相談を行います。
・特定給食施設の栄養管理指導を行います。

★企画総務課 ☎603-8301（ダイヤルイン）

- ・がん等の成人検診を行います。
- ・石綿健康被害救済給付申請窓口です。

■盛岡市母子健康課 盛岡市保健所2階 ☎603-8303、8304（ダイヤルイン）

（〒020-0884 盛岡市神明町3-29）

- ・妊産婦、乳幼児の健康相談、健康診査、歯科保健事業、新生児聴覚検査事業、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業を行います。
- ・小児慢性特定疾病、育成医療、養育医療等の申請窓口です。

■岩手県県央保健所 ☎629-6569 (〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 岩手県盛岡地区合同庁舎 2 階)

●遺伝に関する悩みについて保健師等が相談をお受けしています。

- ・保健師による一次相談 月～金曜日 9時～17時 (年末年始・祝日を除く)
- ・専門医による二次相談 毎月第2水曜日 14時～17時 ※要予約

■岩手県福祉総合相談センター

(〒020-0015 盛岡市本町通三丁目 19-1)

★岩手県精神保健福祉センター

心の健康や悩みに関する相談をお受けしています。

☆来所相談……予約制ですので事前にご連絡ください。

電話相談……☎622-6955 (こころの相談電話) 【平日】9:00～18:00 (祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)

<医療・年金について>

■盛岡市医療助成年金課 (医療助成係) 市役所本館 2 階 ☎626-7528 (ダイヤルイン)

●重度心身障がい者、中度身体障がい者、ひとり親家庭等、妊産婦、乳幼児、小学生、中学生、高校生等の各医療費の助成手続きの窓口です。

☆相談方法……上記に、電話かおいでになり相談してください。

■盛岡市医療助成年金課 (年金係) 市役所本館 2 階 ☎626-7529 (ダイヤルイン)

●障害基礎年金の相談を行っています。障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日が厚生年金加入期間、第3号被保険者期間内にある場合は、日本年金機構盛岡年金事務所にお問い合わせください。(P.19 参照)

☆相談方法……障害年金についての相談は、事前にご予約をお願いします。

■日本年金機構盛岡年金事務所 ☎623-6211

(〒020-8511 盛岡市松尾町 17-13)

●健康保険、厚生年金保険の資格取得、喪失、国民年金に関する手続き、年金給付の請求手続きや相談に応じています。(P.19 参照)

☆相談方法……上記に、電話かおいでになり相談してください。(年金給付の請求手続きや相談は事前にご予約をお願いいたします。予約受付専用電話 0570-05-4890)

※任意継続の手続き、健康保険の給付については、全国健康保険協会岩手支部の取扱いになります。(〒020-8508 盛岡市中央通一丁目 7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 2 階 ☎604-9009)

<しごとについて>

■盛岡公共職業安定所 ☎624-8904 FAX654-9305

(〒020-0885 盛岡市紺屋町 7-26)

●職業相談、職業紹介の窓口です。その他、職業訓練や雇用保険の失業等給付、雇入れに関する各種助成制度の窓口があります。

☆利用方法……上記に電話かおいでになり相談してください。

■岩手障害者職業センター ☎646-4117 FAX646-6860

(〒020-0133 盛岡市青山四丁目 12-30)

●就職の希望や職業能力等を把握し、安定して働くために必要な支援や方法など、個別の状況に応じた計画(職業リハビリテーション計画)を作成します。これに基づいて、就職活動や就職後に必要な知識・基礎的な力を身に付けたり自己理解を深めていくための職業準備支援や、職場定着を目的としたジョブコーチ支援、うつ病などにより休職中の方に対する職場復帰のためのリワーク支援を行っています。

☆利用方法……初めて利用される方向けに、月2回、業務説明会を行っています(予約制)。上記電話番号にご連絡ください。説明会の参加が難しい方はご相談ください。

■盛岡広域障害者就業・生活支援センター ☎605-8822 FAX605-8823

(〒020-0015 盛岡市本町通三丁目 19-1 盛岡広域圏障害者地域生活支援センター内)

●盛岡広域圏に居住する障がいを持つ方を対象とし、就業面の支援や就業に伴う生活に関する相談・支援を一体的に行います。

☆来所相談……事前に電話でご予約ください。

【相談受付】平日 9:00~16:00 (土・日・祝日定休)

※具体的な支援の実施に関しては利用登録が必要です。

<お金・生活などのことについて>

■盛岡市消費生活センター 内丸分庁舎 4階 ☎624-4111 (消費生活相談専用電話)

(〒020-8530 盛岡市内丸 3-46)

●借金、悪質商法、契約トラブルなどの相談に応じています。困ったときはすぐに相談を。☆相談方法……まずは上記に電話してください。【平日】9:00~16:00

■盛岡市くらしの相談支援室 ☎626-1215 FAX625-1545

HP:<https://morikura.iwate.jp> (〒020-0023 盛岡市内丸 3-46 盛岡市役所内丸分庁舎 2階)

●くらし、仕事、お金、住まいなど生活の困りごとの相談に応じ、一緒に考えていきます。

☆相談方法……面談、電話又はメールで応じます。面談は電話などで日程調整を願います。

【相談受付】平日 9:30~16:30 (土日祝・年末年始休)

<相談支援について>

■もりおか障害者自立支援プラザ ☎632-1331 FAX632-1332

(〒020-0831 盛岡市三本柳 13-42-1)

●障がいを持つ人やその家族に対する相談および情報の提供を行うほか、在宅障がい者の社会的自立に向け、身体・知的・精神・難病等の障がい者の相談に対応いたします。

☆利用方法……上記に、電話かおいでになり相談してください。

【相談受付】平日・土 8:30~17:30

相談員不在の際でも、電話(上記)にて相談対応いたします。

■盛岡広域圏障害者地域生活支援センター (My^{まいむ}夢) ☎605-8822 FAX605-8823

(〒020-0015 盛岡市本町通三丁目 19-1 岩手県福祉総合相談センター2階)

●相談支援専門員が身体・知的・精神各障がい種別の枠を超えて、施設入所・在宅などを問わず、総合的に相談支援を行います。

☆利用方法……上記に直接お電話か、ご一報の上おいでになりご相談ください。

【相談受付】平日 9:00~17:00 (土・日・祝日定休)

■ソーシャルサポートセンターもりおか ☎651-6271

(〒020-0015 盛岡市本町通一丁目 9-14)

●障がいのある方や、そのご家族のあらゆるご相談をお受けします。精神障がいに関するご相談に重点を置いて対応しています。

☆利用方法……まずは上記に電話してください。

【相談受付】平日 9:00~17:00、土曜日 9:00~12:00 (日曜、祝日及び年末年始は休業)

■盛岡市基幹相談支援センター ☎080-1809-3303

(〒020-0015 盛岡市本町通三丁目 19-1 岩手県福祉総合相談センター2階)

●障がいの種別に関わらず、総合的な相談をお受けしています。相談いただいた事に関係する様々な相談・支援機関との連携による情報提供や支援、また障がいに関わる相談支援事業所等に対する総合的支援・助言、情報提供などを行っています。

☆利用方法…まずは上記にお電話を頂き相談の上、来所・訪問・お電話等で対応いたします。

【相談受付】平日 9:00~17:00 (土・日・祝日定休)

<教育について>

■盛岡市教育委員会

☎都南分庁舎 3階 盛岡市教育委員会学校教育課 ☎639-9045 (ダイヤルイン)

(〒020-0835 盛岡市津志田 14-37-2)

☎市役所本館 5階 盛岡市教育相談室 ☎651-7830 (ダイヤルイン)

(〒020-8530 盛岡市内丸 12-2)

●障がいのある子どもの教育の総合窓口で、就学相談その他の教育相談に応じています。

☆相談方法…上記に電話し、相談日時を確認のうえおいでください。

<専門相談>

■障がい者専門相談事業 (障がい者 110 番)

☎問合先…岩手県障がい者 110 番相談室 ☎639-6533

(〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内)

●障がいの児・者に関する日常生活の相談に応じます。法律や人権に関する専門相談には、弁護士 (月 1 回無料相談) が応じています。

【相談受付】月・火・水・金・第 3 土 10:00~15:00、木 15:00~20:00 (ただし、第 3 金、祝祭日を除く)

☆相談方法…電話、来所 ※来所の場合は事前にご連絡ください。

障がい者への虐待に関する相談は 24 時間 365 日受付けております。(土日祝日、夜間連絡先は携帯 090-2277-3456 です)

■岩手県難病相談支援センター (難病 110 番) ☎614-0711

mail:iwanan@io.ocn.ne.jp (〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内)

●岩手県の委託を受け難病患者・家族の日常生活、医療や就労に関する相談に応じています。就労相談は、ハローワーク盛岡の「難病患者就職サポーター」と連携して進めています。また、難病団体の情報など、相談に応じています。

☆相談方法…電話、来所、メール ※来所の場合は事前にご連絡ください。(日・祝・水曜休)

■岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター ☎637-7878

mail:iwanan.shoman@dune.ocn.ne.jp (〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内)

●岩手県の委託を受け、小児慢性特定疾病を抱えるお子様とご家族の、病気や学校、将来のことに関する相談に応じています。また、子どもとご家族の要望があれば学校や関係機関に相談したり、情報提供も行います。

☆相談方法…電話、来所、メール ※来所の場合は事前にご連絡ください。(土・日・祝日休)

■盛岡市医療的ケア児等コーディネーター

☎080-8026-8501 mail:mori-medicalcare-cn1@galaxy.ocn.ne.jp

(〒020-0831 盛岡市三本柳 13-42-1 盛岡障害者自立支援プラザ内)

●日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受ける必要な医療的ケア児者及びご家族の様々な相談に、専任のコーディネーターが対応し、地域での生活をサポートします。

☆利用方法…まずは上記にお電話又は電子メールでご連絡ください。

【相談受付】平日 9:00~16:30 (土・日・祝日・お盆・年末年始は休業)

■岩手県医療的ケア児支援センター相談窓口

☎019-611-0610 mail:shien@icare-iwate.jp

(〒028-3623 紫波郡矢巾町煙山 24-1 みちのく療育園メディカルセンター内)

●医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児及びご家族の日常生活、就園・就学、その他さまざまなこととお話をお聞きし、地域の支援者と共にサポートいたします。まずはご相談ください。

☆利用方法…メール、電話、対面相談、オンライン相談
(対面、オンライン相談は要予約)

※来所の場合は事前にメールまたは電話により予約してください。

【相談受付】月～金 9:30～16:00 (祝日・お盆・年末年始除く)



■県民医療相談センター ☎629-9620

●医療に関する相談について、解決の糸口を探すお手伝いをしています。

☆相談時間…9:00～12:00・13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始 休み) ☆相談方法…電話

■岩手県精神科救急情報センター ☎624-6791

●精神科救急を受診しようと考えたときの電話相談を 24 時間受け付けています。

☆利用方法…詳しくはホームページをご覧ください。

なお、かかりつけ医がある場合、まずはそちらにご相談ください。

URL : <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/soudan/1004141.html>

■盛岡市医療安全支援センター ☎603-8316

(〒020-0884 盛岡市神明町 3-29)

●医療に関する悩みや心配事について中立的な立場で相談を受け、医療機関との信頼関係が築けるよう、問題解決の糸口を探すお手伝いをします。

☆相談時間…9:00～12:00・13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始 休み)

☆相談方法…電話・来庁 ※来庁相談は事前に電話予約が必要。相談は原則 30 分以内。

■岩手県発達障がい者支援センター (ウィズ) ☎601-3203 (相談専用)

(〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通二丁目 1 番 3 号 岩手県立療育センター相談支援部内)

●自閉症、アスペルガー症候群、ADHD (注意欠如多動症)、LD (学習障がい) 等の発達障がいのある方、ご家族、関係機関等に対し、医療機関や地域の相談機関、支援機関と連携をし、生活に関する様々な相談を行います。診断の有無は問いません。

☆相談方法…電話、来所、訪問 ※来所及び訪問の場合は事前に電話で予約してください。

■岩手県立療育センター ☎601-2777 (代表)

(〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通二丁目 1 番 3 号)

●在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児、自閉症、アスペルガー症候群、ADHD (注意欠如多動症) 等の発達障がいのある児の医療(診療、訓練等)を行います。

●事故や疾病等による中途障がい者(高次脳機能障がいを含む)に対し、関係機関と連携を図りながら、障がい福祉サービス(通所、入所)を提供します。

☆相談方法…電話・来所 ※来所の場合は事前にご連絡ください。

■岩手県高次脳機能障がい者支援普及事業

☎問合先…いわてリハビリテーションセンター総合相談科 ☎692-5800 内線 174

Mail : koujinou-shien-reha@irc.or.jp

(〒020-0503 雫石町七ツ森 16-243 いわてリハビリテーションセンター内)

●高次脳機能障がいに関するご相談に応じています。

☆相談時間…9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始 休み)

☆相談方法…電話・メール・来所 ※来所の場合は事前にご連絡ください。

■盛岡広域成年後見センター ☎問合先…☎626-6112 FAX656-0612

(〒020-0022 盛岡市大通一丁目 1 番 16 号岩手教育会館 2 階 認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内)

●成年後見制度に関する相談・普及啓発、市民後見人の養成、後見人の活動支援などを行います。

☆窓口開設時間…8:30～17:30 (土・日・祝日・年末年始 休み) ☆相談方法…電話・来所

■進行性筋萎縮症者の療養相談

☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎626-7508 (ダイヤルイン)

●進行性筋萎縮症に罹患している身体障がい者、障がい児に対する専門医の審査後、必要な相談・指導・訓練を行います。

☆内 容……①全身状態及び障がいの進行状況等の診査
②補装具装着・日常生活動作訓練及び介護技術等の指導・訓練
③食生活、病気予防等の相談・指導

☆実施回数……年に1~2回

■ろうあ者・盲ろう者相談

☎問合先……岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課 ☎629-6568 FAX 629-6579
岩手県福祉総合相談センター障がい保健福祉部(矢巾駐在) ☎698-2411 FAX 698-2414

●手話または筆談等を意思伝達方法としている、ろうあ者・盲ろう者の支援に関し、手話技術を習得した相談員が相談に当たっています。

☆内 容……①ろうあ者・盲ろう者の日常生活に係る相談
②ろうあ者・盲ろう者の社会活動に係る相談

<地域の相談員>

■民生委員・児童委員

☎問合先……盛岡市地域福祉課福祉企画係 ☎626-7509 (ダイヤルイン)

●民生委員・児童委員は、地域のひとり暮らし高齢者や障がい者、生活に困っている方などの相談・支援に当たるボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されています。

☆相談方法……地域の民生委員・児童委員に、直接ご相談ください。

■身体障害者・知的障害者相談員

☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎626-7508 (ダイヤルイン)

●身体障がい者・知的障がい者の相談と助言を行う地域の協力者で、市から委託されています。

☆相談方法……巻末(P.62)に名簿がありますので、直接お問い合わせください。

<高齢者について>

■盛岡市地域包括支援センター・介護支援センター

- 高齢者の方の介護や在宅生活の悩みごとなど、さまざまにご相談に応じています。
また、介護保険サービスの利用や要介護（支援）認定を行う場合の支援を行っています。
その他、地区福祉推進会や、民生委員等と協力し合いながら、介護予防のためのさまざまな勉強会や教室、講習会なども開催しています。詳細は、各センターへお尋ねください。

盛岡市地域包括支援センター一覧

名 称	所 在 地	T E L	担当地区
盛岡駅西口地域包括支援センター	盛岡駅西通一丁目 2-2	606-3361	桜城・西厨川
仁王・上田地域包括支援センター	高松二丁目 6-39	661-9700	仁王・上田
浅岸和敬荘地域包括支援センター	浅岸三丁目 23-50	622-1711	米内・山岸
松園・緑が丘地域包括支援センター	西松園二丁目 5-1	663-8181	松 園
五月園地域包括支援センター	東山二丁目 5-19	613-6161	築川・中野
青山和敬荘地域包括支援センター	南青山町 13-30	648-8622	青山・東厨川
みたけ・北厨川地域包括支援センター	月が丘三丁目 7-5	648-8834	みたけ・北厨川
イーハトーブ地域包括支援センター	本宮一丁目 6-48	636-3720	本宮・仙北
地域包括支援センター川久保	津志田 26-30-1	635-1682	見前・津志田
飯岡・永井地域包括支援センター	永井 19-37-5	656-7710	永 井
玉山地域包括支援センター	好摩字夏間木 70-190	682-0088	巻堀・好摩

介護支援センター一覧

名 称	所 在 地	T E L	担当地区
ケアガーデン高松公園介護支援センター	上田字毛無森 2-7	665-2175	緑 が 丘
ヴィラ加賀野介護支援センター	加賀野三丁目 1-6	651-5723	城南・加賀野
城南介護支援センター	神明町 8-4	621-1215	杜陵・城南 大 慈 寺
おでんせ介護支援センター	上厨川字横長根 76-1	648-0621	土 淵
千年苑介護支援センター	上太田穴口 53	658-1190	繫 ・ 太 田
希望の里介護支援センター	乙部 5 地割 41-1	696-4386	乙 部
都南あけぼの荘介護支援センター	湯沢 4 地割 25-1	639-2528	飯 岡
秀峰苑介護支援センター	下田字石羽根 99-901	669-5101	洪 山 ・ 菽 川 玉 山 ・ 菽 川

2. 手帳

(各種の支援を受けるために必要です。)

■身体障害者手帳 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)
 ※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

- 身体に障がいがある方に交付される手帳で、障がいの程度によって1級（最重度）から6級（軽度）までの等級があります。

必要書類	新規	再交付		その他 (変更、死亡等)
		程度変更・障害名追加・再認定等	破損、紛失、写真更新	
①身体障害者手帳交付申請書	○			
②身体障害者手帳再交付申請書		○	○	
③指定医の診断書	○	○		
④写真(たて4cm・よこ3cm)1枚	○	○	○	
⑤これまで使用していた手帳		○	○(紛失を除く)	○
⑥変更届もしくは返還届				○
⑦マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照	○	○	○	○

※身体障害者福祉法第15条に規定する指定医が作成した診断書・意見書が必要です。申請に必要な用紙は、盛岡市障がい福祉課、都南総合支所及び玉山総合事務所に用意しています。また、市ホームページからのダウンロードも可能です。

■療育手帳 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)
 ※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

- 知的障がいがある方に交付される手帳で、障がいの程度によってA（重度）またはB（中・軽度）の等級があります。

必要書類	新規	再交付 (破損、紛失、汚損等)	その他 (変更、死亡等)
①療育手帳交付申請書	○		
②療育手帳再交付申請書		○	
③写真(たて4cm・よこ3cm)1枚	○	○	
④これまで使用していた手帳		○(紛失を除く)	○
⑤変更届もしくは返還届			○

☆手続方法……新規申請：事前に判定の上（要予約）、必要書類を上記窓口へお持ちください。

再判定：次の判定年月までに、再判定を受けてください。

☆判定予約先……岩手県福祉総合相談センター（盛岡市本町通三丁目19-1）

18歳未満の方：児童女性部 ☎629-9606

18歳以上の方：障がい保健福祉部 ☎629-9613

■精神障害者保健福祉手帳

☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-7943 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

●一定の精神障がいの状態にある方に交付される手帳で、障がいの程度によって1級から3級までの等級があります。初診日から6ヵ月を経過した日から申請できます。

※有効期限は2年。更新手続きは期限の3ヵ月前から可能ですが、期限終了の2ヵ月前までに済ませるようにお願いします。

必要書類	新規・更新	再交付 (破損、紛失、 汚損)	その他 (変更、 死亡等)
①精神障害者保健福祉手帳申請書	○		
②精神障害者保健福祉手帳再交付申請書		○	
③手帳用診断書	○		
④精神障害を事由とした障害年金証書と直近の振込通知書または直近の振込額がわかる通帳	○	③④⑤の いずれか	
⑤特別障害給付金受給資格者証と直近の国庫金振込通知書または直近の振込額がわかる通帳	○		
⑥写真(たて4cm・よこ3cm)1枚	○(新規)※	○	
⑦印鑑	○	○	○
⑧これまで使用していた手帳	○(更新のみ)	○(紛失を除く)	○
⑨変更届もしくは返還届			○
⑩マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照	○	○	○

※等級変更等が生じる方は、写真の提出が必要です。

3. 年金・手当

<年金など>

■国民年金（障害基礎年金）

☎問合先……盛岡市医療助成年金課年金係（本館2階） ☎626-7529（ダイヤルイン）
日本年金機構盛岡年金事務所（第3号被保険者期間内に初診日がある人）

☎623-6211（P.12参照）

☆支給要件……

次の①から③のいずれかに該当する方で、障害認定日（原則、初診日から1年6ヵ月を経過した日）において、障がいの状態が障害基礎年金の1級または2級に該当する場合に支給される年金です。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日のことです。

※初診日が18歳6ヵ月より前にある方は、20歳到達日が障害認定日になります。

※なお、知的障がい者の支給要件につきましてはお問い合わせください。

①20歳前（年金に加入していない期間）に初診日がある方

②国民年金の加入中に初診日がある方

③日本国内に住所があり、60歳以上65歳未満（厚生年金に加入していない期間）に初診日がある方

※②③の場合は、初診日の属する月の前々月までの加入期間のうち3分の2以上保険料を納付、免除等を受けていること、又は初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないことが条件です。

※③の方で、65歳よりも前に老齢基礎年金を受給している場合、障害基礎年金を請求できないことがあります。

障害認定日において、障がいの状態が障害基礎年金の1級または2級に該当しなかった方が65歳に達する前日までに該当するようになった場合、お早めにお問い合わせください。

☆年金額……年額 1級：1,020,000円 2級：816,000円（R6年度）

（年度によって額が改定される場合があります。）

※生計を維持している子どもがいるときは、子どもが18歳に達する日の属する年度末まで（1級または2級の障がいがある子どもの場合は20歳まで）加算額がつきます。

☆支払月……2月、4月、6月、8月、10月、12月

■厚生年金（障害厚生年金）

☎問合先 } …… 日本年金機構盛岡年金事務所 ☎623-6211（P.12参照）
相談と手続き } 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

●在職中の病気やケガで身体や精神に障がいを残したときに支給される年金です。

☆支給要件……①病気やケガの初診日において、厚生年金の被保険者であること

②障害認定日（原則、初診日から1年6ヵ月を経過した日）に障がいの程度が1級から3級に該当する場合

③障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること

☆年金額……・在職中の給与の額などにより年金額が異なります。

・1級、2級の厚生年金には、障害基礎年金が併せて支給されます。

・生計を維持していた配偶者や18歳未満の子ども（1級または2級の障がいがある子どもの場合は20歳未満）がいるときは加算額があります。

☆支払月……2月、4月、6月、8月、10月、12月

平成 18 年 4 月から、障害基礎年金を受給している方で、厚生年金に加入していた期間がある場合に、障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金が受給できるようになりました。

☎相談と手続き……日本年金機構盛岡年金事務所 ☎623-6211

予約受付専用電話

☎0570-05-4890

①障がいをもちながら働いて保険料を納めたことが評価される仕組みになりました。

老齢厚生年金 + 障害基礎年金

②厚生年金加入者の方が亡くなり、障がいをもっている配偶者が該当します。

遺族厚生年金 + 障害基礎年金

※65 歳未満は選択となります。65 歳以降から併給されることとなります。

■特別障害給付金 ☎問 合 先……盛岡市医療助成年金課年金係(本館 2 階) ☎626-7529

(ダイヤルイン)

日本年金機構盛岡年金事務所 ☎623-6211 (P. 12 参照)

●国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない人を対象とした制度です。

☆支給要件……次の①、②いずれかであって、任意加入していなかった期間中に、傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいの状態にある方。

※ただし、65 歳に達する日(誕生日の前日)の前日までに、当該障がい状態に該当された方に限ります。

①平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象者であった学生

②昭和 61 年 3 月以前に任意加入対象者であった被用者等(厚生年金や共済組合等の加入者)の配偶者

☆支給額……月額 1 級：55,350 円 2 級：44,280 円 (R6 年度)

(年度によって額が改定される場合があります。詳しくはお問い合わせください。)

※ただし、本人の所得によっては、給付の全額または半額が停止される場合があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。

☆支払月……2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月

<手当>

■特別障害者手当 ☎問 合 先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●20 歳以上で、日常生活において常時特別な介護が必要な障がいを有する方に対して支給される手当です。

☆対象……在宅で、精神や身体に重度の障がいがある、または常時寝たきりである等の理由により特別な介護を必要とする方

☆受給できない方……①長期入院(3 ヶ月以上)の方 ②施設に入所している方
③基準以上の所得がある方

☆手当額……月額 29,590 円

☆支給方法……2 月、5 月、8 月、11 月に指定口座に振り込まれます。

☆必要書類……①診断書(所定の様式) ②印鑑 ③身体障害者手帳等

④年金受給者は、公的年金証書及び支払通知書

⑤本人名義の預金通帳 ⑥戸籍謄本

⑦マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照

◆この他にも書類等を要する場合がありますので、詳しくは上記にお問い合わせください。

■在宅重度障がい者家族介護慰労手当

☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●20歳以上 65歳未満の在宅重度障がい者と同居し、常時介護をしている方に対して支給される手当です。

☆対象……特別障害者手当の支給要件に該当する在宅重度障がい者を介護している方

☆受給できない場合……①在宅重度障がい者が、介護保険制度、居宅介護等の障がい福祉サービス等を過去1年以内に利用した場合（※ただし、障がい福祉サービスのうち短期入所については過去1年以内の利用が7日以内の場合は支給の対象になります。）

②所得税課税世帯（分離世帯を含む）の場合

☆手当額……月額 5,000円

☆支給方法……3月、6月、9月、12月に指定口座に振り込まれます。

☆必要書類……①特別障害者手当認定通知書 ②印鑑 ③身体障害者手帳等
④介護者名義の預金通帳 ⑤民生委員の意見書 ⑥戸籍謄本
⑦住民票（世帯全員） ※転入の方は課税証明書が必要です。

◆この他にも書類等を要する場合がありますので、詳しくは上記にお問い合わせください。

■障害児福祉手当 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを有する児童に対して支給される手当です。

☆対象……在宅で、精神や身体に極めて重い障がいがあるため、常時介護を必要とする児童

☆受給できない方……制限以上の所得のある方や、施設に入所している方

☆手当額……月額 16,100円

☆支給方法……2月、5月、8月、11月に指定口座に振り込まれます。

☆必要書類……①診断書（所定の様式）②印鑑 ③身体障害者手帳等 ④本人名義の預金通帳
⑤戸籍謄本 ⑥マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照

◆この他にも書類等を要する場合がありますので、詳しくは上記にお問い合わせください。

■特別児童扶養手当 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●心身に障がいがあるため介護を必要とする20歳未満の子どもを養育している父・母または養育者に支給される手当です。

☆対象となる児童……

1級：身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、またはそれらと同程度の障がいのある方

2級：身体障害者手帳3級、4級の一部、療育手帳Bの一部、またはそれらと同程度の障がいのある方

☆受給できない方……制限以上の所得のある方や、対象児童が施設に入所している方

☆手当額……月額 1級：56,800円 2級：37,830円

☆支給方法……4月、8月、11月に指定口座に振り込まれます。

☆必要書類……①戸籍謄本（請求者及び児童の全部事項証明書）
②診断書（所定の様式。身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は省略できる場合があります。）
③印鑑
④手当振込先口座申出書（金融機関の証明または通帳の口座番号・名義等記載ページの写しが必要です。）
⑤マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照

◆この他にも書類等を要する場合がありますので、詳しくは上記にお問い合わせください。

■児童扶養手当

☎申 込 先……盛岡市子ども青少年課 盛岡市保健所 4 階 ☎613-8354 (ダイヤルイン)

- 次の①から⑨までのいずれかに該当する 18 歳に達する年度の年度末まで、又は 20 歳未満で一定程度以上の障がいがある児童を監護する母、又は監護し、かつ、生計を同じくする父、父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ①父と母が離婚した児童
- ②父（母）が死亡した児童
- ③父（母）が 3 ヶ月以上生死不明の児童
- ④父（母）が 1 年以上同居せず、かつ生計を維持しないで遺棄している児童
- ⑤婚姻によらないで生まれた児童
- ⑥父母があるかないか明らかでない児童
- ⑦父（母）が重度の障がい（国民年金法の障害等級 1 級程度か、身体障害者手帳 1 級・2 級程度）をもつ児童
- ⑧父（母）が 1 年以上刑務所などに収容されている児童
- ⑨父（母）が母（父）の申立てにより裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

※ただし次の①又は②までのいずれかに該当するときは、受給資格はありません。

- ①児童が児童福祉施設に入所しているとき
- ②児童が里親に委託されているとき

☆所得制限……一定以上の所得があるときは、全部又は一部が支給されません。

☆支給方法……1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月に預金口座に振り込まれます。

<その他>

■自動車事故被害者の支援制度

☎問 合 先……ナスバ（(独)自動車事故対策機構）岩手支所 ☎652-5101

(〒020-0871 盛岡市中ノ橋通一丁目 4-22 中ノ橋 106 ビル)

☎ナスバ交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738 (ナビダイヤル)

HP <https://www.nasva.go.jp>

- 自動車事故で重度の後遺障がいを負われた方や、亡くなられた方（加害者・被害者を問わず）のご家族を支援するために次の制度があります。

☆交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）……生活困窮家庭の中学校卒業までのお子様

☆介護料支給制度……自動車事故により、脳や脊髄などに重度の後遺障がいを負ったため、常時または随時の介護を必要とする方（介護保険を利用されている方等支給出来ない条件がありますので、お問い合わせください。）

■心身障害者扶養共済制度 ☎申 込 先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346
(ダイヤルイン)

●心身障がい児(者)を扶養している方が、生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡または重度障がいとなった場合、残された障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、生活の安定を図ることを目的とした制度です。
加入方法等についての詳細は上記までお問い合わせください。

- ☆加入資格……
- ・年齢が 65 歳未満で生命保険に加入できる健康状態にあること
 - ・次に掲げるいずれかに該当する方の保護者
 - (1) 知的障がい児(者) (2) 身体障害者手帳 1～3 級に該当する方
 - (3) 心身に永続的な障がいがある方で、上記(1)(2)と同程度の障がいと認められる方

☆掛 金……

加入時の年齢	月 額
～35 歳未満	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円

※生活困窮者の方には減免制度があります。

☆支 給 額……1 口 月額 20,000 円 (2 口まで加入できます)

■労働者災害補償保険給付

☎問 合 先……盛岡労働基準監督署 ☎907-9213

(〒020-8523 盛岡市盛岡駅西通一丁目 9-15 盛岡第 2 合同庁舎 6 階)

●労働者の方々が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、疾病にかかった場合、死亡した場合、被災労働者や遺族の方に必要な給付を行います。

☆療養(補償)給付……業務災害または通勤災害による傷病により療養するとき(「療養の給付」と「療養の費用の支給」の 2 種類)

☆休業(補償)給付……業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき(休業 4 日目から支給)

☆障害(補償)給付……業務災害または通勤災害による傷病が治った後に一定の障害が残ったとき(障害の程度に応じて年金または一時金を支給)

☆遺族(補償)給付……業務災害または通勤災害により死亡したとき(年金または一時金を支給)

☆葬祭料・葬祭給付……業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行った場合

☆傷病(補償)年金……業務災害または通勤災害による傷病の療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日

または同日後において傷病が治っておらず傷病等級に該当する場合

☆介護(補償)給付……障害(補償)年金または傷病(補償)年金受給者のうち給付要件に該当する重度の障害がある場合で、現に介護を受けているとき

4. 健康と医療

<障害者自立支援医療>

●いずれも住所・氏名・保険の種類・医療機関・薬局に変更が生じた場合は変更手続きが、破損・汚損・紛失した場合は再交付手続きが必要です。

■更生医療 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

●身体に障がいのある方に対して、指定医療機関において、日常生活や職業の能力を高めるために行われる手術等の医療費を公費で負担します。事前の申請が必要です。

☆対象……身体障害者手帳の交付を受けている方

☆費用……医療費の10%の自己負担があります。ただし、世帯の所得状況により、月額負担上限額が定められます。

☆必要書類……①申請書 ②更生医療用意見書(省略できる場合があります) ③印鑑
④健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル画面を印刷したもの、マイナ保険証のうちのいずれか ⑤特定疾病療養受療証(人工透析の方)
⑥身体障害者手帳 ⑦マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照
◆その他年金証書等必要な場合があります。詳しくは上記にお問い合わせください。

■精神通院医療 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-7943 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

●精神・神経疾患で継続して通院治療が必要な方に対して、通院医療費を公費で助成します。

☆費用……医療費の10%の自己負担があります。ただし、世帯の所得状況により、月額負担上限額が定められます。

☆必要書類……①申請書 ②印鑑 ③自立支援医療受給者証(更新の方のみ)
④精神通院医療用診断書
(精神障害者保健福祉手帳を手帳用診断書にて同時申請する場合は不要です)
⑤健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル画面を印刷したもの、マイナ保険証のうちのいずれか
⑥マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照
◆その他年金証書等必要な場合があります。詳しくは上記にお問い合わせください。

※有効期限は1年。更新手続きは期限の3ヵ月前から可能ですが、期限終了の2ヵ月前までに済ませるようにお願いします。また、継続の場合、病院の指示により精神通院医療用診断書の提出を省略することができる場合があります。かかりつけの病院でご確認ください。

■育成医療

☎問合先……盛岡市母子健康課 盛岡市保健所2階 ☎603-8304 (ダイヤルイン)

●身体に障がいのある児童に対して、指定医療機関において、生活能力を得るために行われる手術等の医療費を公費で負担します。事前の申請が必要です。

☆対象……18歳未満の児童で身体に障がいがある、または今の状態を放置すると将来障がいを残すと認められ、手術等の治療により短期間で治癒または軽快する見込みがある方。

☆費用……医療費の10%の自己負担があります。ただし、世帯の所得状況により、月額負担上限額が定められます。

☆必要書類……①申請書 ②育成医療用意見書
③世帯員の健康保険情報が分かるもの(健康保険証等) ④印鑑
⑤マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照

☆その他……育成医療受給期間内での補装具(治療材料費)も対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

<その他の医療費助成など>

■重度心身障がい者医療費助成

☎問合先……盛岡市医療助成年金課 本館2階 ☎626-7528 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

- ☆対象……①身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方
②療育手帳Aの交付を受けている方
③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
※令和7年8月診療分から助成対象になります
④特別児童扶養手当1級支給対象児童
⑤国民年金法における障害基礎年金1級受給者（特別障害給付金の受給者で障害の程度が障害基礎年金1級相当に該当する方を含む）
- ☆助成期間……①～②の方は手帳の交付月の初日から、③の方は手帳の交付月と令和7年8月のいずれか遅い月の初日から、④～⑤の方は支給決定月と支給対象月のいずれか早い月の初日から対象となります。また、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金が有期で認定されている方は、その期限の属する月の末日までです。
- ☆助成内容……保険で診療を受けたとき、支払うべき一部負担金から一月、一診療報酬明細書当たり入院で2,500円、入院外で750円を控除した額〔未就学児・非課税世帯等は全額助成〕。
ただし、保険のきかない診療・薬剤及び介護保険による一部負担金は除かれます。
- ☆必要書類……①身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書、障害基礎年金証書または特別障害給付金受給資格者証
②健康保険等の加入状況が確認できる書類
③預金通帳
④（市外居住者のみ）マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照

■中度身体障がい者医療費助成

☎問合先……盛岡市医療助成年金課 本館2階 ☎626-7528 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

- ☆対象……①身体障害者手帳3級の交付を受けている方
※令和7年8月診療分からは、所得制限以下の方に限ります。
②身体障害者手帳4級の交付を受けている方で、所得制限以下の方
（制限所得は、本人所得が160万円以下かつ世帯所得が320万円以下）
- ☆助成期間……身体障害者手帳の交付月の初日から対象となります。また、身体障害者手帳の再認定時期が指定されている方は、再認定月の末日までです。
- ☆助成内容……保険で診療を受けたとき、支払うべき一部負担金から一月、一診療報酬明細書当たり入院で2,500円、入院外で750円を控除した額（非課税世帯は全額助成）。
ただし、保険のきかない診療・薬剤及び介護保険による一部負担金は除かれます。
- ☆必要書類……①身体障害者手帳
②健康保険等の加入状況が確認できる書類
③預金通帳

■後期高齢者医療制度 ☎問合先……盛岡市健康保険課 ☎613-8439 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

●身体上または精神上の障がいがあって、日常生活を営むのに支障のある方は、申請により 65 歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。

☆対象……65 歳以上 75 歳未満の方で次のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳 1 級から 3 級及び 4 級の交付を受けている方のうち、下肢障害 (1・3・4 号)、音声機能、言語機能障害の方
- ②国民年金法における障害基礎年金受給権者
- ③厚生年金保険法等における障害年金 (1 級・2 級) 受給権者
- ④精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けている方
- ⑤療育手帳 A の交付を受けている方

☆給付内容……次の一部負担金を除く全額を給付。ただし、保険のきかない診療・薬剤は除かれます。

- ・外来・入院とも 1 割負担 (所得状況によって 2 割または 3 割負担)

☆必要書類……①身体障害者手帳、年金証書 (障がいの等級がわかるもの)、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 ②健康保険証、資格確認書のいずれか

■ひとり親家庭等医療費助成

☎問合先……盛岡市医療助成年金課 本館 2 階 ☎626-7528 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

☆対象……①配偶者のない女子または男子で、児童を扶養している方とその児童
②配偶者が身体または精神の重度の障がいをもつ場合に、その児童と配偶者
③父母のいない児童

☆給付制限……児童扶養手当 (22 ページ) と同じ。

☆助成内容……保険で診療を受けたとき、支払うべき一部負担金から一月、一診療報酬明細書当たり入院で 2,500 円、入院外で 750 円を控除した額 [未就学児・非課税世帯は全額助成]。

☆必要書類……①健康保険等の加入状況が確認できる書類 ②預金通帳 ③戸籍謄本 ④児童扶養手当証書か遺族年金証書 ⑤ (市外居住者のみ) マイナンバーが確認できる書類
※表紙裏面参照

■小児慢性特定疾病医療費助成

☎手続先……盛岡市母子健康課 盛岡市保健所 2 階 ☎603-8304 (ダイヤルイン)

●慢性に経過し、生命を長期に脅かす疾病であること、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させ、高額な医療費の負担が続く疾病に対して、医療費を公費で助成します。

☆対象……18 歳未満の児童。ただし、引き続き治療が必要な場合は 20 歳未満まで延長することができます。申請した指定医療機関における治療 (保険調剤含む) のみに限ります。

☆助成認定期間……原則として 1 年以内。更新制

☆費用……認定された疾病の通院及び入院医療費、薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護の自己負担分を、一部公費負担します。
なお、世帯の所得に応じた自己負担限度額があります。

☆必要書類……①申請書 ②指定医の作成した医療意見書 ③世帯の課税状況等を確認できる書類 (詳しくはお問い合わせください) ④世帯員の健康保険情報がわかるもの (健康保険証等) ⑤同意書 ⑥成長ホルモン治療用意見書及び重度患者認定申請書 (該当者のみ) ⑦人工呼吸器等装着者申請時添付書類 (該当者のみ) ⑧印鑑 ⑨マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照

☆その他……同制度の対象となる児童等の場合、日常生活の便宜を図るために特殊寝台などの日常生活用具の給付 (P. 36) 及び、在宅の人工呼吸器等を装着している児童等の一時預かり事業があります。詳しくは、母子健康課までご確認ください。

■指定難病の医療費助成制度

☎手続先……岩手県県央保健所 ☎629-6573

(〒020-0023 盛岡市内丸11-1 岩手県盛岡地区合同庁舎2階)

●指定難病の治療にかかる医療費（診療・薬局での保険調剤等）の自己負担分の一部を国と都道府県が公費負担をする制度です。

☆助成対象者……指定難病と診断され、認定基準を満たす方

対象となる疾患は、難病情報センター（<https://www.nanbyou.or.jp/>）にて確認してください。診断基準は、主治医にお問い合わせください。

■特定疾病療養受療証

※申し込み先が異なります。ご注意ください。

☎手続先……盛岡市国民健康保険加入者は、

盛岡市健康保険課受付賦課係（☎613-8437（ダイヤルイン））

後期高齢者医療制度対象者は、

盛岡市健康保険課高齢者医療係（☎613-8439（ダイヤルイン））

75歳未満の社会保険加入者は、各事業所にお問い合わせください。

●血友病、人工透析治療を必要とする慢性腎不全及び血液凝固因子製剤の投与によるHIV感染のいずれかで長期の治療が必要な場合は、当該疾病に係る医療費の自己負担額が1ヵ月1万円までとなります。なお、国保加入の70歳未満の方で所得が一定額以上（総所得金額等から基礎控除額の43万円を差し引いた額が600万円超）の上位所得世帯で人工透析が必要な方の医療費の自己負担額は2万円までとなります。

☆必要書類……①医師の意見書（国保及び後期加入時には、前加入先健康保険、前市町村国保または後期の特定疾病療養受療証でも可。） ②健康保険証、資格確認書、本人確認書類（マイナンバーカード等）のいずれか

■遷延性意識障がい者の医療費等助成 ●申請は医療機関を通じて行います。

☎手続先……岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当（難病） ☎629-5471

●遷延性意識障がい者とは、ケガや病気のために、3ヵ月以上の間、意識不明の状態となっている方のことです。こうした症状で長い間入院している患者さんに、医療保険給付分に係る医療費の自己負担相当額（食事療養費を除く）とおむつ代が支給されます。

☆対象……遷延性意識障がいで県内の医療機関に入院中で身体障害者手帳を所持している県民の方

☆支給制限……次の①か②に該当する方は、支給対象外となります。

①自動車事故による重度後遺障害者介護料の支給を受けている方

②500万円を超える所得がある世帯の方

■在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成

☎手続先……盛岡市保健所 健康増進課 健康政策担当 ☎603-8305（ダイヤルイン）

●在宅（入院期間は含まない）で酸素濃縮器を使用している方へ、電気料金の一部を吸入時間に応じて助成します。助成金は、1年（1月～12月）分を翌年4月頃に口座振込します。

☆対象……次のすべてに該当する方が対象です。

①市内に住所のある方

②医師の処方により在宅で酸素濃縮器を使用している方

③市から次の医療費助成を受けていない方（乳幼児医療費、妊産婦医療費、寡婦等医療費、重度心身障がい者医療費、中度身体障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費、小学生医療費、中学生医療費、高校生医療費による給付）

☆内容……酸素吸入時間が1日12時間以下：月額 800円

酸素吸入時間が1日12時間超：月額 1,900円

5. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスとは

障がい福祉サービスは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づいて、個々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

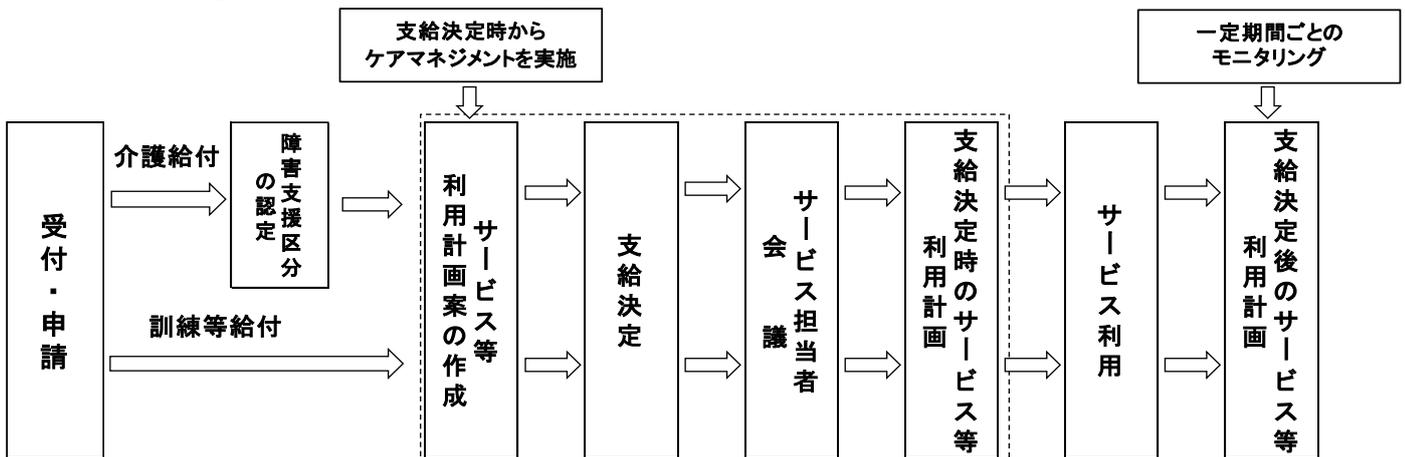
■障がい福祉サービスを利用するための手続き

☎相談窓口……盛岡市障がい福祉課 **☎626-7508**（ダイヤルイン）
※一部の手続きについては、玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

- 事前に、市の障害者総合支援法相談窓口にて、制度やサービス内容、実施事業所等の情報を集め、相談や申請を行います。

■障がい福祉サービスの流れ

▼障害者総合支援法でのサービス利用・手続きの基本的な流れは、次のとおりです。



■障がい福祉サービス等に係る自立支援給付等の体系

- 障がい福祉サービスは、介護の支援を受ける「介護給付」と生活や就業の訓練を受ける「訓練等給付」、障がい児の療育の支援を受ける「障がい児通所給付」の大きく三つに分かれます。利用にあたっては利用者の家計の負担能力その他事情をしん酌して政令で定める額を負担していただきます。ただし、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が金額が低い場合には当該1割に相当する額を負担していただきます。
- ▼サービスの提供内容は、次のページのとおりです。利用にあたっては必要書類を持参し、申請してください。
- ☆必要書類……①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院）受給者証 ②印鑑 ③マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照
- ◆サービスの種類によって必要書類が異なりますのでお問い合わせください。難病（国が対象を定める）の方も、障がい福祉サービスを利用することができます。必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

	サービス名	給付の種類	サービス内容
計画・相談	計画相談支援	その他	支給決定時のサービス等利用計画の作成と、支給決定後の見直しを行います。
	自立生活援助	訓練等給付	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の助言や医療機関との連絡調整を行います。
	就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援等を利用し一般就労した人が、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に、相談を通じ企業などと連絡調整を行い、継続した就労の支援を行います。
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する常に介護が必要な人に、総合的な支援を行います。
	行動援護	介護給付	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人へ、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
	重度障害者等 包括支援	介護給付	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人へ、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
	同行援護	介護給付	視覚障がい者に対して移動時及びそれに伴う外出先において必要な援助（代筆・代読等）を行います。
日中活動系サービス	生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人へ、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
	療養介護	介護給付	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会活動ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人へ、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	訓練等給付	一般企業で雇用されることが困難な人へ、働く場所の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労選択支援	訓練等給付	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7年10月1日施行予定)
居住系サービス	短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	地域の共同生活の場において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。支援の仕方によって「介護サービス包括型」、「外部サービス利用型」、「日中サービス支援型」に分かれます。
	施設入所	介護給付	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。 (※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります)
障がい児通所支援	児童発達支援 (医療型・ 居宅訪問型)	児童福祉法 の通所 サービス	未就学の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 医療型は肢体不自由児を対象とします。居宅訪問型は外出が困難な重症心身障害児などを対象とし、居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等 デイサービス	児童福祉法 の通所 サービス	学校通学中の障がい児に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練や地域との交流機会及び余暇の提供を行います。
	保育所等訪問 支援	児童福祉法 の通所 サービス	保育所、幼稚園、小学校などに児童指導員などが訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

※入所施設のサービスは「日中活動系・居住系サービス」を組み合わせる利用することができます。

■地域生活支援事業

- この事業は、障がいのある人が地域で安心して生活が送れるよう、障がいがある人とその家族を支援するものです。各事業の内容は次のとおりです。

事業名	内 容	利 用 負 担
相談支援事業	<p>障がいがある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援を行います。また、新たにサービスを利用する人の求めに応じ、サービス利用計画の作成も行いますのでご活用ください。(P.13 参照)</p> <p>■もりおか障害者自立支援プラザ(三本柳 13) ☎632-1331</p> <p>■盛岡広域圏障害者地域生活支援センター【My^まい^む夢】 (本町通 3) ☎605-8822</p> <p>■ソーシャルサポートセンターもりおか (本町通 1) ☎651-6271</p>	なし
移動支援事業	<p>視覚障がいや全身性障がい、知的障がいなどの人を対象に、余暇活動などの社会参加のための外出を支援します。ただし、通勤や営業活動、通年あるいは長期にわたる外出や、他の障がい福祉サービス等(施設入所など)を利用している時間は移動支援をご利用できません。また、移動手段として介護事業所の車を使用することはできません。障がい者の付き添いなどの支援だけになります。</p> <p>■実施事業所 35 事業所(詳細はお問い合わせください)</p>	<p>利用時間や障がいの程度に応じた負担があり原則として費用の1割 運賃やタクシー代などの交通費や、入場料、食事代などは含まれません</p>
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	<p>意思疎通が困難な重度の障害者等が医療機関に入院する場合に、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、本人の希望によりコミュニケーション支援事業支援員を派遣します。病床における介護はできません。意思疎通の支援だけになります。</p>	原則として費用の1割
訪問入浴サービス事業	<p>居宅介護など、ほかのサービスを利用して入浴することが困難で、医師が入浴可能を認めた身体障がい者、障がい児を対象に家庭を訪問して入浴サービスを提供します。</p> <p>■実施事業所 3 事業所(詳細はお問い合わせください) ■利用回数…月 5 回以内</p>	原則として費用の1割
日中一時支援事業	<p>障がい児(者)を対象に、日中活動の場を確保し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練や創作的活動などの機会を提供して、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを支援します。</p> <p>■実施事業所 55 事業所(詳細はお問い合わせください)</p>	利用時間や障がいの程度に応じた負担があり、原則として費用の1割
地域活動支援センター事業	<p>障がい者を対象に、障がい福祉サービス事業所などが、創作的活動や生産活動、社会との交流などのサービスを提供して障がい者の地域生活を支援します。また、地域で生活する障がい者やその家族の相談窓口などの事業も併せて実施します。</p> <p>■実施事業所 I 型 1 事業所、II 型 13 事業所、III 型 3 事業所(P.70 参照)</p>	盛岡市障がい福祉課(☎626-7508)へお問い合わせください

6. リハビリテーション

■機能回復訓練 ☎問合先……盛岡地域福祉センター ☎696-5640

(〒020-0401 盛岡市手代森 14-16-89)

●在宅で脳血管疾患などで身体に障がいをお持ちの方に、身体機能の回復維持にむけた訓練を理学療法士などが指導し行っています。サービスを受ける場合は盛岡市障がい福祉課で申請が必要です。

■喉頭摘出者言語発声訓練

☎問合先……岩手喉友会 ☎697-2138 (FAX 共) (事務局 会長 渡邊真由美 兼務)

●がん等の手術により喉頭を摘出した方の発声訓練を行っています。

☆対象……手術等により喉頭を摘出され、発声訓練をしたい方

☆期間……原則として、毎月土曜日の午後1時から3時まで実施

①例外として、6月第1土曜日と10月第3土曜日は休みます。又、1月の土曜日4回は全部休みます。

②年間の祝日は休み。その他、行事等で休みもありますのでお問い合わせください。
(697-2138 渡邊まで)

☆訓練場所……盛岡市総合福祉センター

■点字指導 ☎問合先……岩手県立視聴覚障がい者情報センター ☎606-1743

●中途視覚障がい者に対する習得支援を実施しています。

7. 日常生活の援助

＜補装具・日常生活用具など＞

■補装具費の支給 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)
 ※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

●日常生活や仕事を容易にするため、身体の障がい部分を補うための補装具購入、修理及び借受に要する費用を支給します。購入前に窓口へ相談のうえ申請してください。

☆対象……身体障害者手帳の交付を受けている方、難病患者等

☆種類……下記の表をご覧ください。(介護保険と重複する用具は、介護保険制度による貸与、給付が優先されます。)

☆必要書類……①身体障害者手帳、難病患者等の対象者は特定疾患医療受給者証 ②印鑑
 ③業者からの見積書(本人あてのもの) ④補装具交付費支給意見書(省略できる場合もあります) ⑤マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照
 なお、補装具の種類によっては、交付または高額な修理の場合に、岩手県福祉総合相談センター(☎698-2411・10 ページ)の判定が必要な場合もあります。

☆費用……原則1割負担。ただし、本人と配偶者(本人が18歳未満の場合は世帯)の所得状況に応じて、利用者負担の上限額が設定されています。市民税所得割額が46万円以上の場合は支給対象外となります(本人が18歳未満の場合は適用外)。

＜補装具＞

障がい種別	補装具の種類
視覚	①眼鏡(矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡) ②義眼 ③視覚障害者安全つえ
聴覚	①補聴器(等級や職業などで交付できる補聴器の種類が異なります。) ②人工内耳音声信号処理装置(修理のみ)
肢体不自由	①義肢 ②装具 ③座位保持装置 ④車いす ⑤電動車いす ⑥歩行器 ⑦歩行補助つえなど ⑧重度障害者意思伝達装置 ※18歳未満の児童のみ、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具が加わります。

※白抜き数字は介護保険の対象品目

■日常生活用具の給付 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)
 ※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも行うことができます。

●障害者手帳の交付を受けている在宅の人などの日常生活の利便を図り、より快適にするための用具を給付します。すでに購入したものは対象になりませんので、購入前に窓口へ相談のうえ申請してください。

☆対象……障害者手帳の交付を受けている在宅の人などで、用具の必要が認められる方(介護保険と重複する用具は、介護保険制度による貸与、給付が優先されます。)

☆品目……障がいの種別・程度により給付される用具が異なります。※34、35 ページ参照

☆必要書類……①障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
 ②印鑑 ③用具取扱事業者からの見積書(盛岡市あてのもの)
 ④カタログ等用具の詳細がわかるもの
 ⑤マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照
 ※用具によっては医師等の意見書の提出を求められることがあります

☆費用……原則1割相当分及びその他実費を自己負担していただきます。市民税所得46万円以上の場合は、給付対象外となります。

<日常生活用具一覧表>

障害区分	品目	備考	耐用年数
下肢2級以上・体幹2級以上	※ 体位変換器	学齢児以上で介護を要する者	5年
	※ 移動用リフト	3歳以上	4年
	※ 特殊寝台	18歳以上	8年
	※ 便器	学齢児以上	8年
	入浴担架	3歳以上で入浴介助を要する者	5年
【児童のみ】下肢・体幹	訓練用ベッド	学齢児以上	8年
	訓練いす	3歳以上	5年
下肢1級・体幹1級 【児童は2級以上】	※ 特殊マット	3歳以上で常時介護を要する者	5年
	※ 特殊尿器	学齢児以上で常時介護を要する者	5年
上肢2級以上	特殊便器	学齢児以上で自ら排便処理が困難な者	8年
	パーソナルコンピューター	学齢児以上で文字を書くことが不可能な者	6年
	情報・通信支援用具	学齢児以上で当該用具によりパソコンが使用可能になる者	6年
下肢・体幹	※ 入浴補助用具	3歳以上で入浴介助を要する者	8年
下肢・体幹・平衡	※ 移動・移乗支援用具	3歳以上で移動等介助を要する者	8年
	つえ（一本杖）	3歳以上	3年
肢体	携帯用会話補助装置	学齢児以上で発声が困難な者	5年
	収尿器	脊髄損傷等による排尿機能障害がある者	—
	紙おむつ等	3歳以上で脳原性運動機能障害を有し、排尿・排便の意思表示及び定時排せつが困難な者	—
視覚2級以上	視覚障害者用ホムコック	学齢児以上	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上	10年
	点字タイプライター	就労・就学中若しくは見込みの者	5年
	視覚障害者用体温計（音声式）	18歳以上で障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	5年
	視覚障害者用活字文書読上装置	学齢児以上	6年
	視覚障害者用時計（触読）	18歳以上	10年
	視覚障害者用時計（音声）	18歳以上	10年
	視覚障害者用体重計	18歳以上で障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	5年
	電磁調理器	18歳以上で障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	6年
	情報・通信支援用具	学齢児以上で当該用具によりパソコンが使用可能になる者	6年
	点字器（標準型・携帯用）	学齢児以上	7年
視覚	視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上で当該用具により文字等を読むこと又は聞くことが可能になる者	8年
	点字図書		—
聴覚2級	聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上で障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	10年
聴覚	聴覚障害者用情報受信装置	テレビの視聴が可能になる者	6年
	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上	5年
音声言語	人工喉頭（笛式）	咽頭を摘出した者	4年
	人工喉頭（電動式）	咽頭を摘出した者	4年
	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上	5年
	携帯用会話補助装置	学齢児以上	5年

障害区分	品目	備考	
じん臓3級以上	透析液加温器	CAPD（持続的携行型腹膜透析）による透析療法を行う者	5年
呼吸器3級以上 同程度の身体障害	ネブライザー	学齢児以上	5年
	電気式たん吸引器	学齢児以上	5年
呼吸器、心臓、同程度の身体障害	パルスオキシメーター	医療保険の在宅酸素療法を行うもの若しくは人工呼吸器を装着するもの	6年
医療保険の在宅酸素療法	酸素ボンベ運搬車	学齢児以上	10年
直腸	ストーマ装具（消化管系）	腸管ストマを造設した者	—
ぼうこう	ストーマ装具（尿路系）	尿路変更ストマを造設した者	—
直腸・ぼうこう	紙おむつ等	びらん、ストマ変形によりストマ用具を装着できない者または3歳以上で先天性疾患等による高度の排尿・排便機能障がい有する者	—
視覚2級以上	点字ディスプレイ	学齢児以上	6年
上肢かつ音声言語2級以上	パーソナルコンピューター	学齢児以上で文字を書くことが不可能な者	6年
身障2級以上	頭部保護帽	てんかん発作等により頻繁に転倒する者	3年
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が困難な者で重度障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が困難な者で重度障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	8年
療育A	※ 特殊マット	3歳以上	5年
	頭部保護帽	てんかん発作等により頻繁に転倒する者	3年
	特殊便器	学齢児以上で自ら排便処理が困難な者	8年
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が困難な者で障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が困難な者で重度障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	8年
	電磁調理器	18歳以上で障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	6年
精神（重度）	頭部保護帽	てんかん発作等により頻繁に転倒する者	3年
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が困難な者で障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が困難な者で重度障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	8年
	電磁調理器	18歳以上で障がい者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する者	6年
下肢3級以上・体幹3級以上	※ 居宅生活動作補助用具	手摺の取り付け、床段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え及びこれらに付帯して必要となる住宅改修及び改修工事費	—

※介護保険の対象品目

■小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

☎手続先……盛岡市母子健康課 盛岡市保健所 2階 ☎603-8304 (ダイヤルイン)

●在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図るために特殊寝台等の日常生活用具を給付します。(対象品目 18 品目)

☆対象……小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象児童等であり、身体障害者福祉法による施策の対象とはならない者

☆費用……所得に応じた負担額があります。

☆必要書類……①申込書 ②小児慢性特定疾病医療受給者証
③マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照

☆その他……購入前に事前申請してください。

■福祉電話の貸与 (65歳以上の方は長寿社会課での手続きになります)

☎申込先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●外出が困難な在宅の重度身体障がい者の日常生活向上のため、電話を貸与します。

☆対象……次のすべてに該当する方が対象です。

- ①身体障害者手帳 1 級及び 2 級の交付を受けていて、聴覚に障がいがある方又は外出が困難な方
- ②市町村民税非課税世帯に属する方
- ③電話を持っていない方

☆費用……電話設置に要する費用と月々の基本料金は、市が負担します。それ以外は、自己負担となります。

■緊急通報装置の貸与 (65歳以上の方は長寿社会課での手続きになります)

☎申込先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●重度身体障がい者が急病や災害等の緊急時に迅速、適切に対応できるよう緊急通報装置を貸与します。

☆対象……ひとり暮らしの重度身体障がい者など

☆費用……一部自己負担があります。

■身体障害者補助犬の給付【盲導犬 介助犬 聴導犬】

☎申込先……盛岡市障がい福祉課 ☎626-7508 (ダイヤルイン)

※決定は県障がい保健福祉課で必要性、緊急性を判断し行います。

●身体障害者補助犬の指定訓練施設で訓練された犬が給付されます。

- ◆盲導犬：目の不自由な方の目の代わりにします
- ◆介助犬：体の不自由な方の手足の代わりにします
- ◆聴導犬：耳の不自由な方の耳の代わりにします

☆費用……給付を受ける方は指定訓練施設で行う宿泊訓練時の旅費、宿泊費、滞在費が必要になります。また、犬の健康・衛生管理は自己負担になります。

<派遣など>

■手話通訳者の派遣 ☎申込先……盛岡市障がい福祉課

■要約筆記者の派遣 ☎613-7943 (ダイヤルイン) FAX625-2589

☆対象……聴覚及び言語障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けている方

☆費用……無料

☆申込方法……原則として必要とする日の2週間前までに上記申込先へ依頼してください。

■盲ろう者通訳・介助員の派遣

☎問合せ先……岩手県盲ろう者通訳・介助員派遣センター岩手盲ろう者友の会事務局

☎090-6781-5054 FAX606-1747

(〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1 アイーナ4階岩手県立視聴覚障がい者情報センター気付)

●県内にお住まいの盲ろう者に対して、通訳や外出時の付き添いなど日常生活上必要とする通訳・介助員を派遣する事業です。

☆対象……視覚と聴覚の両方に障がいがあり、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方。利用方法、費用など詳しくは上記までお問い合わせください。

<講習など>

○障害のある方もない方も

■市民後見人養成講座 ☎問合せ先……盛岡広域成年後見センター ☎626-6112

●成年後見の担い手として、専門職以外に地域で身近な市民の立場で後見活動を行う「市民後見人」について、必要な知識・技術・社会規範・倫理性を学ぶ講座を開催します。

☆内容……成年後見の基本理念・実務、高齢者・障がい者の理解など50時間程度。

■手話講座 ☎問合せ先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●手話初級講座

聴覚障がい者の福祉に理解と熱意がある人を対象に手話理論・実技などの講座を開催します。

●中途失聴者・難聴者手話講座

中途失聴・難聴者及びその家族などを対象に手話技術の取得のほか多様なコミュニケーションの方法を学ぶ講座を開催します。

☆内容……手話理論・手話技術・聴覚障がい者に接する心構えなど。

■手話奉仕員の養成 ☎問合せ先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等について理解し、日常会話を行うのに必要な手話を習得した手話奉仕員を養成します。

☆内容……入門・基礎課程をそれぞれ年間35時間程度。2ヵ年連続で実施。

■手話通訳者の養成

☎問合せ先……岩手県立視聴覚障がい者情報センター (アイーナ4階)

☎606-1743 FAX606-1744

●手話を使用する聴覚障がい者と健聴者等との意思疎通を図るために「手話通訳者」として活動する方を養成します。

☆内容……手話通訳者養成課程(2年・160時間)の全課程を修了し、岩手県の登録試験に合格した方は手話通訳者として登録することができます。

■要約筆記者の養成

☎問合先……岩手県立視聴覚障がい者情報センター（アイーナ4階）

☎606-1743 FAX606-1744

- 中途失聴者・難聴者の情報保障をするため、話し手の話の内容をつかみ、それを文字にして伝える要約筆記者（手書き、パソコン）を養成します。

☆内容……要約筆記者養成課程（2年・84時間以上）の全課程を修了し、岩手県の登録試験に合格した方は要約筆記者として登録することができます。

■点訳・録音図書製作等奉仕員の養成

☎問合先……岩手県立視聴覚障がい者情報センター（アイーナ4階）

☎606-1743 FAX606-1744

- 視覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する方に対し、点訳・音訳・録音図書編集技能の講習会を行い、点字図書・録音図書を製作するボランティアを養成します。

■点字・音訳・手話・要約筆記スクール

☎問合先……岩手県立視聴覚障がい者情報センター（アイーナ4階）

☎606-1743 FAX606-1744

- 地域住民や児童生徒などを対象とし、視覚障がい者、聴覚障がい者の情報保障（点字・音訳・手話・要約筆記）に関する正しい知識を普及し、情報環境の理解の促進を図るため、センター等を会場に体験学習を実施します。

○視聴覚障がい者対象

■視聴覚障がい者パソコン操作支援

☎問合先……岩手県立視聴覚障がい者情報センター（アイーナ4階）

☎606-1743 FAX606-1744

- 視聴覚障がい者にパソコンの基本操作習得の機会と関連ソフトウェアに関する情報を提供し、パソコン導入・活用の一助とします。
なお、視覚障がい者のIT技術支援として、パソコンサポーターの養成講習会を開催し、視覚障がい者の家庭等へ、パソコンサポーターを派遣します。

<自動車>

■自動車運転免許の取得などの相談

☎相談窓口……◆自動車運転免許試験場

☎683-1251 FAX683-3135

（〒028-4134 盛岡市下田字仲平183）

◆盛岡運転免許センター

☎606-1251 FAX623-1255

（〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1（アイーナ1階））

○受付時間……月～金曜日 9:00～16:00（祝日・12/29～1/3を除く）※要予約

- 身体が不自由な方も自動車の操作装置の改造や補装具の装着など一定の条件を満たすことにより、安全な運転に支障がないと認められた場合は運転免許の取得が可能です。
- 統合失調症、てんかん等の病気にかかっている方も自動車の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断し、支障がないと認められた場合は運転免許の取得が可能です。

※運転免許・受験資格・適性試験等について詳しくは、上記相談窓口にお問い合わせください。

■自動車運転免許取得費の助成

☎申 込 先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●身体障がい者が普通自動車運転免許を取得するために要した経費の一部を助成します。

申請及びお問い合わせは免許取得の前に窓口までお願いします。

☆対 象……1～4級の身体障害者手帳の交付を受けていて、自動車運転免許に改造自動車使用等の条件が付されている方で、免許取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる方
制限以下の所得の方

☆助 成 額……免許取得に直接要した費用の3分の2以内。ただし、その額が10万円を超えると
きは、10万円を限度とします。

■自動車改造費の助成

☎申 込 先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●就労等社会活動への参加のため、自ら運転する自動車の改造が必要な場合、改造に要する経費を助成します。申請及びお問い合わせは改造前に窓口までお願いします。

☆対 象……次のすべてに当てはまる方

- ①身体障害者手帳の交付を受けており、自ら運転をする
- ②車の所有者が、身体障がい者本人または同一世帯員である
- ③制限以下の所得である

☆助 成 額……走行装置及び駆動装置の改善に要する経費として、10万円を限度とします。

☆必要書類……①身体障害者手帳 ②印鑑 ③運転免許証
④改造を行う業者の見積書（改造費用が分かるもの） ⑤自動車検査証
⑥マイナンバーが確認できる書類 ※表紙裏面参照

■介護車両改造費等の助成

☎申 込 先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

●在宅重度障がい者の移動支援のため、障がいのある方と同一世帯の介護者及び世帯員が所有している車を改造する場合、またはこれから取得する際に乗降を容易にするための装置取り付け等に要する経費を助成します。申請及びお問い合わせは、改造・購入前に窓口までお願いします。

☆対 象……次のすべてに当てはまる方

- ①身体障害者手帳1、2級（下肢、体幹機能障害に限る）の認定を受けている方と同一世帯の方
- ②対象となる自動車の所有者が、介護者または介護者と同一世帯に属している
- ③制限以下の所得である

☆助 成 額……10万円を限度とします。

■駐車禁止の対象除外

☎問 合 先……盛岡東警察署交通第一課 (〒020-0023 盛岡市内丸3-40) ☎606-0110
盛岡西警察署交通課 (〒020-0133 盛岡市青山三丁目37-1) ☎645-0110

●次の方は、駐車禁止除外の対象になります（車ではなく、個人が対象になります）。

☆対 象……身体障害者手帳の交付を受け、歩行困難など障害区分・等級が基準を満たす個人。

☆手 続……障害区分・等級により審査がありますので、それぞれの住居地を管轄する警察署に問い合わせをしてから手続きをしてください。

■ひとにやさしい駐車場利用証制度

☎申込・問合せ先……盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課 ☎629-6567 FAX 629-6579
(〒020-0023 盛岡市内丸11-1 岩手県盛岡地区合同庁舎2階)

●岩手県では、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図るため、「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。

☆対象……下記に該当し、車いす用の駐車場を必要とする方です。

- ・障害者手帳を受けられている方（一部対象外となることがあります。）
- ・介護保険で要介護1以上の認定を受けられている方
- ・妊娠から産後1年の妊産婦の方
- ・難病のため特定医療費の認定を受けられている方
- ・けが等で歩行困難の旨、医師の診断を受けられている方

※一部対象外となることがあります。必要な書類など詳しくはお問い合わせください。

<その他のサービス>

■車いすの無料貸出し

☎申込先……◆盛岡地域福祉センター ☎696-5640
◆盛岡市社会福祉協議会 ☎656-9290

●歩行が困難で一時的に車椅子を必要とされる方に貸し出しを行っています。

☆対象……車いすを必要とされる方

☆期間……1ヵ月

☆対象要件、在庫状況など詳しくは上記までお問い合わせください。

■車いす同乗福祉自動車（ぷらっとcab）貸出事業

☎問合せ先……盛岡市社会福祉協議会 ☎656-9290

●市内にお住まいで車いすを利用している在宅の方（高齢者、障がい者等）に、外出のお手伝いとして福祉車両を無料で貸し出します。（ただしガソリン代等の経費は自己負担です。）車両は車いすに乗ったままでの乗車が可能な「乗用軽自動車四輪駆動」です。

☆利用目的……入退院、通院、各種行事への出席、行楽等。

☆運転手……ご家族や親類の方に限らせていただきます。

☆利用日時……年末年始・総合福祉センター休館日を除く毎日。

1回2日以内で、月3回のご利用が可能。入出庫は8:30~17:00までです。

☆2ヵ月前から予約できます（申し込みは利用日の前の週の水曜日まで）。

■おでかけ送迎サービス ☎申込先……盛岡市社会福祉協議会 ☎656-9290

●車いす等を利用している在宅の重度障がい者の方で、通院や病院等でのリハビリにおいて一般の交通機関の利用が困難な方を対象にしたリフト付き車両による送迎を行います。

☆対象……在宅の重度障がい者で介助者が同行できる方

☆派遣回数……月2回まで

☆費用……無料

☆利用登録……事前に利用登録が必要です。利用登録は盛岡市社会福祉協議会で受け付けています。

■紙おむつの支給事業 ☎申込先……盛岡市社会福祉協議会 ☎656-9290

●在宅で介護を必要とし、紙おむつが必要な状態の高齢者に支給します。

☆対象……おおむね 65 歳以上の方で、在宅で生活されている次のすべてに該当する方

- ①おむつを常時使用している状態が 6 ヶ月以上継続している、または今後 6 ヶ月以上継続することが予想される方
- ②市県民税が非課税である世帯の方（ただし生活保護等の支援給付受給者を除く）
- ③要介護認定を受けている方
（排泄、排尿の項目で、「介助」「見守り」等に該当していることが条件です）

☆支給内容……1 ヶ月あたりの枚数は要介護度等により異なります。

（A：要介護 3 以下の方 B：要介護 4 または 5 の方）

- ①尿取りパッド（A：上限 105 枚 B：上限 210 枚）
- ②フラット型（A：上限 105 枚 B：上限 210 枚）
- ③パンツ型テープ止めタイプ（A：20 枚 B：40 枚）
- ④パンツ型はくタイプ（A：20 枚 B：40 枚）

※①・②、①・④の組み合わせの支給が可能です。

①・②の場合…合計枚数が 105 枚または 210 枚以上が上限となります。

①・④の場合…A：パンツ型 10 枚、尿取りパッド 50 枚

B：パンツ型 20 枚、尿取りパッド 105 枚がそれぞれ上限となります。

☆受取場所……お近くの老人福祉センター、市総合福祉センターなど

☆お申し込み、詳細は盛岡市社会福祉協議会にお問い合わせください。

■音声によらない 119 番通報

☎問合せ先……盛岡市内の消防署、出張所または岩手県央消防指令センター ☎601-5850

HP：<https://www.mok-sirei119.jp>

●聴覚障害がある方や発話が困難な方が 119 番通報するために次のようなシステムがあります。

<NET119>

☆利用方法……スマートフォンなど通信端末でチャット形式により 119 番通報することができます。

☆利用登録……事前に利用登録が必要です。利用登録は、最寄りの消防署、出張所または岩手県央消防指令センターで随時受付けています。

<電話リレーサービス>

☆利用方法……スマートフォンなど通信端末のカメラを利用して通訳オペレーターへ 119 番通報を依頼することができる公共サービスです。

☆利用登録……事前に利用登録が必要です。利用登録は、日本財団電話リレーサービスのホームページ（<https://nftrs.or.jp>）をご覧ください。

<FAX119>

☆利用方法……FAX119 用紙に必要事項を記入して、119 番に FAX 送信します。

☆利用登録……最寄りの消防署、出張所で配布しているほか岩手県央消防指令センターのホームページ（<https://www.mok-sirei119.jp>）からもダウンロードできます。

■青い鳥郵便葉書の無償配付

☎問 合 先……住所又は居所のお近くの郵便局

- 重度の身体障がい者の方及び重度の知的障がい者の方で、それぞれ配付をご希望された方に、青い鳥がデザインされたオリジナル封筒に、通常郵便葉書をお入れした「青い鳥郵便葉書」を、無料で配付いたします。

☆配付の対象……重度の身体障がい者（1級又は2級の方）

重度の知的障がい者（療育手帳に「A」（または1度、2度）と表記されている方）

- 身体障害者手帳または療育手帳をもって、郵便局においでください。
- 配付にあたっては受付期間等定めがあります。
- 施策の実施は毎年3月頃に決定し周知されます。

■郵便等による不在者投票

☎問 合 先……盛岡市選挙管理委員会 市役所内 ☎626-7582 (ダイヤルイン)

- 自宅等に投票用紙を取り寄せ、郵便等を利用して不在者投票ができる制度です。
- 郵便等による不在者投票ができるのは、下表の障がいの等級区分に該当し、事前に申請をして「郵便等投票証明書」の交付を受けている方です。

郵便等投票ができる障がいの等級区分表

	障がい等級、要介護状態区分	障がい部位等
身体障がい者	1級または2級	両下肢、体幹、移動機能
	1級または3級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸
	1級から3級まで	免疫、肝臓
戦傷病者	特別項症から第2項症まで	両下肢、体幹
	特別項症から第3項症まで	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓
要介護者	要介護5	—

※郵便等投票ができる方のうち、自ら投票用紙に記載できない次の①または②に該当する方は、あらかじめ市選挙管理委員会に届出をした代理記載人（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

- ① 身体障害者福祉法上の身体障がい者で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方
- ② 戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方

- 「郵便等投票証明書」の交付申請は、選挙期間外でも受け付けています。また、交付に係る申請書は、盛岡市のホームページからダウンロードすることができます。
- 選挙の際は、「郵便等投票証明書」を添付して、投票用紙等を請求すると、自宅等へ投票用紙が届きます。自宅等で投票用紙等に記入した後は、郵便等で盛岡市選挙管理委員会へ返送します。



←郵便等投票の概要及び申請書のダウンロードはこちらから

<点字刊行物など>

■広報もりおか ☎申込先……下記参照

- 日常生活に役立つ情報を提供するため、点字版や録音（CD）版市広報を発行し、それぞれ希望者にお届けします。（無料）

名 称	対 象	申 込 先	発行回数
点字広報もりおか	点字を使用する視覚障がい者	障がい福祉課 ☎613-8346（ダイヤルイン）	月1回、 特集号1回
声の広報もりおか	視覚障がい者	広聴広報課 ☎613-8369（ダイヤルイン）	月1回

☆申込方法……電話等で、住所・氏名を上記窓口にご連絡ください。

■もりおか市議会だより ☎申込先……下記参照

- 点字版や録音CD版「もりおか市議会だより」を、希望者にお届けします。

名 称	申 込 先	発行回数
点字もりおか市議会だより	盛岡市議会事務局議事総務課調査係 ☎613-8315（ダイヤルイン）	年4回
声のもりおか市議会だより		

☆申込方法……電話等で、住所・氏名を上記窓口にご連絡ください。

■その他の点字刊行物など ☎申込先……下記参照

- 次の点字や録音（CD）版刊行物などは、定期的に発行されていますので、希望する方はそれぞれの窓口に申し込んでください。

名 称	申 込 先	発行回数
点字広報いわて	岩手県政策企画部広聴広報課 ☎629-5283（盛岡市内丸10-1）	定期発行 （年4回）
いわてグラフ録音版	岩手県政策企画部広聴広報課 ☎629-5283（盛岡市内丸10-1）	定期発行 （年4回）
いわて県議会だより点字版・録音版	岩手県議会事務局議事調査課 ☎629-6021、6022（盛岡市内丸10-1）	定期発行 （年4回）

- 点字や声による刊行物は、岩手県立視聴覚障がい者情報センターに備えてあります。その他刊行物については、日本視覚障害者団体連合でも扱っていますのでお尋ねください。
☎問 合 先：日本視覚障害者団体連合 ☎03-3200-0011（〒169-8664 東京都新宿区西早稲田二丁目18-2）

- 盛岡市障がい福祉課には点字広報のほか、点字版の「厚生」、「いわて県議会だより」、「あのなはん」などを備え付けていますのでご活用ください。

8. 軽減や割引

<交通運賃の割引>

●障がい者や介護者がJRなどを利用する場合、運賃が割引になります。

■鉄道運賃の割引

☎問合先……<JR> お問い合わせセンター ☎050-2016-1600 (6:00~24:00)

<IGR> IGRインフォメーション ☎626-9151 (8:30~17:00)

<その他> 私鉄等各社へ

<JRの場合>

(2025年1月末現在)

☆対象……身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳で「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の表記がされている手帳を交付されている方。各手帳の旅客運賃減額区分が第1種となっている場合は、介護する方(1名)と同行利用する場合に介護者の方も割引となります。

手帳の種類	利用方法	対象者	乗車券の種類	割引率	距離制限
第1種 身体障害者手帳 療育手帳A 精神障害者保健福祉 手帳第1種	単独利用	本人	普通乗車券	5割	片道101km以上
	介護者と 同行利用	本人 介護者	普通乗車券 普通急行券		なし
			定期乗車券		利用区間100kmまで
			回数乗車券		利用区間200kmまで
第2種 身体障害者手帳 療育手帳B 精神障害者保健福祉 手帳第2種	単独利用	本人	普通乗車券	5割	片道101km以上
	12歳未満の障がい児が、介護者と同行利用	介護者	定期乗車券		利用区間100kmまで

※JR線区間と私鉄等他鉄道会社線区間とまたがる場合(回数乗車券を除く)は発売範囲があらかじめ決められています。

※特急券、グリーン車、小児定期乗車券は割引されません。

☆手続……乗車券を購入する窓口に、写真付きの各手帳を提示してください。駅員無配置駅を利用のときは、車内で乗車券を購入してください。なお、旅行中は各手帳をを必ず携帯していただき、係員の求めがあった場合は提示してください。

<IGR(いわて銀河鉄道)の場合>

手帳の種類	利用方法	対象者	乗車券の種類	割引率	距離制限
第1種 身体障害者手帳 療育手帳A 精神障害者保健福祉 手帳1級	単独利用	本人	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割	なし
	介護者と 同行利用	本人 介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券		
第2種 身体障害者手帳 療育手帳B 精神障害者保健福祉 手帳2・3級	単独利用	本人	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割	なし
	12歳未満の障害児が、介護者と同行利用	本人 介護者	定期乗車券		

<その他の私鉄等の場合> ●事業者によって割引の取扱が異なる場合があります。

■身体障害者「ジパング倶楽部」による鉄道運賃の割引

☎問合先……岩手県身体障害者福祉協会（ふれあいランド岩手内） ☎637-7636

●身体障害者手帳をお持ちの方が、身体障害者「ジパング倶楽部」へ入会手続きを行うことにより、鉄道運賃の割引を受けることができます。

☆入会条件……身体障害者手帳をお持ちの方で、男性は満60歳以上、女性は満55歳以上の方。

☆年会費……年間1,400円

☆入会手続……上記へ問い合わせ、手続きを行ってください。

■バス運賃の割引

☎問合先……岩手県交通 ☎654-2141 岩手県北バス ☎641-1212
ジェイアールバス東北お問い合わせ窓口 ☎0570-000448

●障がい者や介護者がバスなどを利用する場合、運賃が割引されます。

<岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北>

対象となる手帳	種類	利用対象者	割引率
第1種身体障害者手帳 療育手帳A	運賃	本人および 介護者	5割
	定期		3割※1
第2種身体障害者手帳 療育手帳B	運賃	本人のみ	5割
	定期		3割※1
精神障害者保健福祉手帳	運賃	本人のみ	5割※2
	定期		対象外

※1 定期券の種類により割引内容が異なりますので、詳しくは各バス会社へお問い合わせ下さい。

※2 岩手県内と他県を結ぶ高速バス、特急久慈こはく号、106特急・急行バスは対象外になります。詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

☆利用方法……運賃支払いのとき、写真が貼付された身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示することにより割引されますが、手帳の写真により本人であることが確認されなければなりませんので、バスを利用される方は早めの写真更新手続が必要です。

■障がい者のタクシー運賃割引

☎問合先……(一社)盛岡地区タクシー協会 ☎623-8511 FAX623-0331

(〒020-0024 盛岡市菜園一丁目11番4号樋下ビル4階)

または各タクシー会社へ

●障がい者が県内のタクシーを利用したときは、運賃が割引になります。

☆対象……身体障害者手帳の交付を受けている方……………1割引

……知的障害者の方(療育手帳の交付を受けている方)……………1割引

……精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(ヒノヤタクシーのみ該当)・1割引

☆利用方法…各障害者手帳を乗車時に提示し、手帳の写真により本人確認の上で割引を実施します。

※1、各種定額タクシー運賃には、割引は適用になりません。

※2、上記割引は重複して適用しない。

■福祉タクシー・ガソリン等助成券

☎問 合 先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも受け付けています。

●市が契約するタクシー又はガソリンスタンドを利用する場合に限り、料金の一部を助成します。

- ☆対 象……◎身体障害者手帳 1 級の交付を受けている方
 ◎身体障害者手帳 2 級の交付を受けている方で、視覚・下肢・体幹のいずれかに障がいがある方
 ◎療育手帳 A または B の方
 ◎精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
 ※ただし、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方と福祉施設等に入所(入寮)されている方は対象になりません。
- ☆内 容……交付される枚数は、申込月にかかわらずタクシー券の場合 24 枚、ガソリン券の場合 12 枚です。(1 枚あたり 600 円)
 ※ただし、年度途中で利用対象となった方については、利用対象となった月から年度末(3 月)分までタクシー券の場合月 2 枚、ガソリン券の場合月 1 枚で計算した枚数を発行します。
 年度が変わりましたら(4 月～)再度申込が必要です。
- ☆要 件……ガソリン等助成券を申請される場合、助成を受けられる自動車又は軽自動車は、助成対象者 1 人につき 1 台のみ。

運転者区分	自動車所有者の名義
助成対象者本人が運転する場合	助成対象者本人
助成対象者の扶養義務者で生計を一にする家族が運転する場合	助成対象者本人
助成対象者(※18 歳未満)の扶養義務者で生計を一にする家族が運転する場合	助成対象者(※18 歳未満)の扶養義務者で生計を一にする家族

☆申込方法……身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかと印鑑を持参の上、上記においでください。なお、ガソリン助成券においては、車検証も必要になりますので持参ください。

■航空運賃の割引

●満 12 歳以上の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者が航空機を利用する場合、運賃が割引されることがあります。

☆対 象……身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者

☆割 引 率……航空運送事業者、路線によって異なります。旅行会社等でご確認ください。

☆取扱区間……定期航空路線の国内線全区間

☎手 続 先……旅行会社等で搭乗券購入の際、身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。なお、航空券購入時及び搭乗時ともそれぞれ手帳を携帯してください。

■フェリー旅客運賃の割引

●身体障がい者又は知的障がい者、精神障がい者がフェリーを利用する場合、運賃が割引される場合があります。

☆対象……身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者

☆割引率……割引対象は旅客料金のみ。詳しくは旅行会社等でご確認ください。

☞手続先……乗船券を購入する窓口で身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。なお、乗船時も手帳を携帯してください。

■有料道路通行料金の割引

☞問合せ先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも受け付けています。

また、ETCを利用する場合はオンライン申請が可能です。(マイナンバーカードが必要です)。

(オンライン申請受付サイト：<https://www.expressway-discount.jp>)

●身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、若しくは第1種の身体障害者手帳または療育手帳Aをお持ちの方を乗せて有料道路を通行する場合、通常料金が半額になります。

☆取扱区間……全国

☆手続方法……次の書類を用意して、申請を行ってください。

★ETCを利用しない場合	★ETCを利用する場合
① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証 ※1、2 ③ 割賦・リース契約書 (自動車の所有者が自動車販売店等になっている場合) ④ 運転免許証 (障がい者本人が運転する場合)	ETC車載器を取りつけ、ETCカードを入手したあとに申請します。 左記の①～④の他に次のものが必要です。 ⑤ ETCカード (原則として本人名義のもの) ⑥ ETC車載器セットアップ申込書・証明書
※1 登録する自動車の所有者は原則として本人又は親族である必要があります。詳しくはお尋ねください。 ※2 電子車検証の場合、電子車検証と同時交付される「自動車検査記録事項」が印刷された紙面、又は、申請者が保有する電子機器に「自動車検査記録事項」を表示した画面を併せて提示してください。	
▼手続時、障害者手帳に有料道路割引の証明マークを表示します。 例)	
証明シールを貼付します。料金所で係員もしくは料金精算機の指示に従い提示することで割引になります。	登録した内容でETCレーンを通すだけで割引になります。なお、登録には2週間ほどかかりますので、早めに手続きを行ってください。

☆その他……以下の場合には更新、変更手続きが必要です

更新：割引有効期限後も継続して割引を受ける場合(2ヵ月前から更新手続きができます)

変更：申請した内容に変更がある場合

(車両番号の変更、ETC利用者は住所やカード番号の変更など)

☆有料道路ETC割引登録係 問合せ先：☎045-477-1233 (平日 9:00~17:00)

<税の軽減・免除>

■所得税・市県民税の障害者控除等

☎問合先…<所得税> 盛岡税務署（電話相談センター） ☎622-6141

または 勤務先の給与担当

<市県民税>盛岡市市民税課 市役所本館2階 ☎613-8497、8498（ダイヤルイン）

- 申告者本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合に、年末調整や所得税の確定申告、市県民税の申告をすることで障害者控除の適用を受けることができます。
 - 市県民税については、障がい者本人の年間合計所得が135万円以下の場合には、非課税となります。
- ※所得税の確定申告をした方や、年末調整がお済みの方で、障害者控除を適用した方はあらためて市県民税の申告をする必要はありません。
- ▼対象になる区分と一人当たりの控除金額については次のとおりです。

	所得税の控除額	市県民税の控除額
障害者（身体障害者手帳3～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳2、3級の交付を受けている方・市町村長から障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている方）	27万円	26万円
特別障害者（身体障害者手帳1、2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方・市町村長から特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている方）	40万円	30万円
同居特別障害者（申告者以外の特別障害者で、かつ申告者又は申告者の配偶者もしくは申告者と生計を一にするその他の親族と同居している方）	75万円	53万円

※同一生計配偶者とは、申告者と生計を一にする配偶者（事業専従者を除きます。）で合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

※扶養親族とは、申告者と生計を一にする次の人（事業専従者を除きます。）で合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

- ①配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）
- ②児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
- ③老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人

※年少扶養親族（扶養親族のうち16歳未満の人）・控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については、扶養控除・配偶者控除の適用はありませんが、当該親族・配偶者が障がい者に該当する場合は障害者控除を適用できます。

※障害者控除対象者認定書については介護保険課へお問い合わせ下さい。

■在宅療養に係る介護費用の所得税・市県民税の医療費控除

☎問合先……<所得税> 盛岡税務署（電話相談センター） ☎622-6141

<市県民税>盛岡市市民税課 市役所本館2階 ☎613-8497、8498（ダイヤルイン）

●医療費控除の対象となる盛岡市のサービスの内容については次のとおりです。

- | | |
|---|--|
| 1. 障害福祉サービス等 | 2. 自立支援給付対象外のサービス |
| (1) 居宅介護（身体介護、通院等介助、（身体介護を伴う場合）、乗降介助に限る） | (1) 在宅介護サービス（通院等の介助・その他必要な身体の介護） |
| (2) 重度訪問介護（（1）と同様のものに限る） | (2) 訪問入浴サービス |
| (3) 短期入所（市町村により遷延性意識障害者として支給決定を受けたものに限る） | (3) 上記以外の自立支援給付対象外のサービス（介護福祉士等により喀痰吸引等が実施された場合に限る） |
| (4) 重度障害者包括支援（（1）から（3）までと同様のものに限る） | |
| (5) 上記以外の障害福祉サービス等（介護福祉士等により喀痰吸引等が実施された場合に限る） | |

☆控除を受けるには……※1のサービスについては、事業者から発行を受けた「障害福祉サービス等利用料領収証」に基づき作成する「医療費控除の明細書」を所得税の確定申告書又は市県民税の申告書に添付することで医療費控除を受けることができます。

※2のサービスについては、事業者から発行を受けた「障害福祉サービス等利用料領収証」に基づき作成する「医療費控除の明細書」を所得税の確定申告書又は市県民税の申告書に添付することで医療費控除を受けることができます。

◆なお、「医療費控除の明細書」に記載した医療費の領収書等は、自宅で5年間保存してください。

■おむつに係る費用の所得税・市県民税の医療費控除

☎問合先……<所得税> 盛岡税務署（電話相談センター） ☎622-6141

<市県民税>盛岡市市民税課 市役所本館2階 ☎613-8497、8498（ダイヤルイン）

●いわゆる寝たきりの人等のおむつに係る費用について、所定の「おむつ使用証明書」の発行を受けた場合には、医療費控除の対象とされます。

☆対象者……医師の診療時において、下記の条件を2つとも満たす方

- ①傷病によりおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる方
- ②当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

☆控除を受けるには……おむつ代の領収書に基づき作成する「医療費控除の明細書」を添付及び医師から発行を受けた「おむつ使用証明書」を所得税の確定申告書又は市県民税の申告書に添付又は提示することで、医療費控除を受けることができます。

◆なお、「医療費控除の明細書」に記載した医療費の領収書等は、自宅で5年間保存してください。

■ストマ用装具に係る費用の所得税・市県民税の医療費控除

☎問合先……<所得税> 盛岡税務署（電話相談センター） ☎622-6141

<市県民税>盛岡市市民税課 市役所本館2階 ☎613-8497、8498（ダイヤルイン）

●人工肛門または尿路変向（更）のストマをもち、入院中または退院後もストマ用装具を使用することが必要不可欠であると医師が認めた場合は、ストマ用装具の購入に係る費用は医療費控除の対象となります。

☆控除を受けるには……ストマ用装具の購入に係る領収書に基づき作成する「医療費控除の明細書」を添付及び、医師から発行を受けた「ストマ用装具使用証明書」を所得税の確定申告書又は市県民税の申告書に添付又は提示することで医療費控除を受けることができます。

◆なお、「医療費控除の明細書」に記載した医療費の領収書等は、自宅で5年間保存してください。

■少額貯蓄の利子の非課税

☎問合先……各金融機関またはゆうちょ銀行、郵便局に直接お尋ねください。

●公債・預貯金等について、額面または元本350万円を限度として、利子等が非課税となります。

▼主な対象者と、申込みに必要な書類は次のとおりです。

主 な 対 象 者	確 認 事 項
身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳
療育手帳の交付を受けている方	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
戦傷病者手帳の交付を受けている方	戦傷病者手帳
国民年金法に基づく ・障害基礎年金の受給者 ・障害年金の受給者	年金証書
厚生年金保険法に基づく ・障害基礎年金の受給者 ・障害年金の受給者 (令30の3二、規3の3三)	厚生年金保険証書
特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づく ・障害児福祉手当の受給者 ・特別障害者手当の受給者 ・福祉手当の受給者	障害児福祉手当認定通知書 特別障害者手当認定通知書 福祉手当認定通知書のいずれか

※上記書類に、住所または生年月日の記載がない場合は、それらを証明できる書類が必要です。

※上記の書類に加えて「マイナンバーが記載されている書類」が必要となります。

詳しくは、最寄りの金融機関へお問い合わせください。

■自動車税環境性能割・種別割、軽自動車税環境性能割・種別割の減免

☎問合先…＜自動車税環境性能割・種別割、軽自動車税環境性能割＞岩手県盛岡広域振興局県税部
 ☎629-6546 (〒020-0023 盛岡市内丸11-1 岩手県盛岡地区合同庁舎3階)
 ＜軽自動車税種別割＞盛岡市市民税課 市役所本館2階 ☎613-8499 (ダイヤルイン)

●身体や精神に障がいのある方などが使用する自動車で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税や軽自動車税が減免されます。

☆対象…身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、別表に該当する方。(戦傷病者手帳の等級についてはお問い合わせください。)

☆別表 ※身体に複数の障がいを有する場合、併合後の等級で判定します。

		視覚	聴覚	平衡機能	音声機能	上肢	移動機能・下肢	体幹	内部機能	免疫機能
身体障がい者	本人が所有及び運転する場合	1級 ～4級	2級、 3級	3級	3級(喉頭摘出による場合のみ)	1級、 2級	1級 ～6級	1級 ～3級、 5級	1級 ～4級	1級 ～4級
	生計同一者又は常時介護者が運転する場合						1級 ～3級	1級 ～3級		
精神障がい者	本人が所有及び運転する場合又は生計同一者又は常時介護者が運転する場合	障害の等級1級かつ「自立支援医療受給者証」又は「重度心身障がい者医療費受給者証」の交付を受けている人に限る。 ただし、軽自動車税種別割は障害の等級1級であれば可。								
知的障がい者	知的障がい者	障害の程度A								

☆要件…減免できる自動車又は軽自動車は、障がい者1人につき1台のみ。

運転者区分	自動車の名義	使用目的
障がい者本人が運転する場合	障がい者本人(※)	特に問いません
生計を一にする方(家族)が運転する場合		専ら障がい者の通学・通所・通院・通勤・生業のため
常時介護する方が運転する場合		使用頻度 継続して月1回以上 継続して週3回以上

※精神障がい者、知的障がい者又は18歳未満の身体障がい者に限り、生計を一にする方の名義でも免除の対象になります。ただし、生計を一にする方が運転する場合のみが免除の対象になります。詳しくはお問い合わせください。

☆申請時期

税区分	4月1日現在で所有する自動車を申請する場合	新たに取得する自動車の登録時に課税される自動車を申請する場合
自動車税種別割	納期限7日前まで	自動車登録と同時にしくは登録日から15日以内。なお、減免対象となるかは県税部へお問い合わせください。
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割		
軽自動車税種別割	納期限まで	

☆免除の上限額

税区分	免除の上限額
自動車税種別割	43,500円(令和元年9月30日以前の初回新規登録自動車は45,000円)
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	250万円(身体障がい者仕様の場合は、250万円にその改造費を加算した額)に税率を乗じた額
軽自動車税種別割	なし

☆留意点…福祉タクシー・ガソリン等助成券の交付と自動車税・軽自動車税の減免は同時に受けられません。お問い合わせの際は各障害者手帳・運転免許証・車検証をご準備ください。

＜その他の割引等＞

■NHK放送受信料の免除 ☎問合先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346 (ダイヤルイン)

※手続きは、都南総合支所税務福祉係及び玉山総合事務所住民福祉課でも受け付けています。

＜全額免除＞

・各障害者手帳所持者が世帯構成員であり、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

＜半額免除＞

・身体障害者手帳を所持している視覚障がい者または聴覚障がい者が世帯主かつ契約者である場合
 ・重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が世帯主かつ契約者である場合
 ☆手続方法……①手帳と印鑑を持って上記窓口においてになり、免除事由についての証明を受けてください。

②証明を受けた申請書を、NHK盛岡放送局へ提出（郵送）してください。

(〒020-8555 盛岡市上田四丁目 1-3 ☎626-8823)

	全額免除 〔障がい者の方を世帯構成員に有する場合〕	半額免除 〔障がい者の方が世帯主かつ契約者である場合〕
身体障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	視覚・聴覚障がい者 重度の身体障がい者（1級・2級）
知的障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	重度の知的障がい者（A）
精神障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	重度の精神障がい者（1級）

■郵便料金の免除

☎問合先……日本郵便(株)盛岡中央郵便局 ☎0570-943-090 (〒020-8799 盛岡市中央通一丁目 13-45)
 日本郵便(株)盛岡北郵便局 ☎0570-058-957 (〒020-0199 盛岡市月が丘三丁目 28-1)

●点字郵便物を中心に、種類によって全額あるいは半額等の免除、その他の特例があります。

＜全額免除＞封筒の表面に「点字用郵便」の記入のあるもののうち点字のみを掲げたもの、特定録音物等郵便物のうち指定施設の発受するもの

＜その他＞ 許可された団体の発受するもののうち、点字ゆうパック・聴覚障がい者用ゆうパック・心身障がい者用ゆうメールは、料金に特例があります。

心身障害者団体発行の第三種郵便物は、許可条件・料金に特例があります。

■携帯電話料金の割引 ☎申込方法……携帯電話販売店等にご確認ください。

●障がい者の方が使用する携帯電話の料金が割引になる場合があります。

☆対象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

☆割引内容……携帯電話事業者によって異なります。

■電話番号無料案内（ふれあい案内）

☎申込先……対象となる各障害者手帳をご準備の上、フリーダイヤル☎0120-104174 へおかけ下さい。

●次の方は、NTTの番号案内を無料で利用できます。

☆対象……

- 1 身体障害者手帳をお持ちで、身体障害者障害程度等級表による視覚障害1級から6級、肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害）1、2級に該当する方
- 2 療育手帳をお持ちの方
- 3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

■スパイクタイヤ使用禁止の対象外

☎問合先……岩手県環境生活部環境保全課 環境調整担当 ☎629-5356

●次の方が運転する自動車は、タイヤチェーンの着脱が困難なため、スパイクタイヤを使用できません。

☆対象……身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）、内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）のいずれかに該当する方

☆条件……運転中は、身体障害者手帳を携帯してください。

■公共施設利用料の減免

●障がい者が公共施設等を利用する際の料金が減免されます。

☆対象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（身分証明書の提示を求められる場合があります）の交付を受けている方及び介護者

☆手続……各施設で利用手続きをする際、手帳を提示してください。

☆利用料が減免される盛岡市立の公共施設は次のとおりです。

公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館 ・上田公民館 ・河南公民館 ・都南公民館 ・西部公民館 ・渋民公民館
記念館・資料館	<ul style="list-style-type: none"> ・先人記念館 ・原敬記念館 ・盛岡てがみ館 ・もりおか歴史文化館 ・盛岡市石川啄木記念館
体験・学習・研修施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども科学館 ・遺跡の学び館 ・盛岡市動物公園 ・プラザおでって（盛岡市観光文化交流センター） ・もりおか町家物語館 ・盛岡市外山森林公園 ・盛岡市都南つどいの森 ・岩洞活性化センター
スポーツ・健康施設	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡タカヤアリーナ（盛岡市総合アリーナ） ・盛岡体育館 ・みちのくココ・コーラボトリングリンク（盛岡市アイスリンク） ・ゆぴあす（盛岡市余熱利用健康増進センター） ・市立総合プール ・市民プール ・屋内スポーツ施設（体育館等） ・屋外スポーツ施設（テニスコート・野球場等） ・いわぎんスタジアム（盛岡南公園球場） ・盛岡ふれあい覆馬場プラザ ・渋民運動公園（総合体育館・野球場・陸上競技場・テニスコート・B & G海洋センタープール） ・玉山健康増進センター
劇場・ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市民文化ホール ・盛岡劇場 ・キャラホール ・姫神ホール
その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労福祉会館・永井地域交流活性化センター ・渋民勤労者研修センター・サンライフ盛岡 ・農民研修センター・農業構造改善センター・町村活性化センター ・生活改善センター・地区振興センター

※岩手県内外の公共施設等でも利用する際の料金が減免される場合があります。

減免の内容、手続きの方法など、詳しくは各施設へお問い合わせください。

9. すまい

公営住宅の入居・車いす専用住宅への入居

■市営住宅及び車いす専用住宅への入居

☎問 合 先……市営住宅指定管理センター（指定管理者：株式会社寿広） ☎622-7030

（〒020-0871 盛岡市中ノ橋通一丁目 4-22 中ノ橋 106 ビル 9F 905 号室）

●市営住宅は、所得が少なく住宅に困っている方に、安い家賃でお住まいいただくことを目的としています。

【市営住宅入居資格】

- | | |
|---------------|----------------------|
| ①住宅に困っている | ④過去に市営住宅に入居して家賃滞納がない |
| ②所得が法定の基準内である | ⑤申込者および同居する人が暴力団員でない |
| ③住民税を滞納していない | 以上のすべてに該当する人。 |

●車いすを常に使っている方で、住宅に困っている方のために、車いす用に設計した市営住宅を提供しています。条件は、市営住宅入居資格と同じです。

☆対 象……車いす常用者（下肢・体幹 2 級以上の身体障がいのある方）

■障がい者向け県営住宅への入居

☎問 合 先……（一財）岩手県建築住宅センター（指定管理者） ☎623-4414

（〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目 7-1 アイーナ 2 階）

■住宅整備資金の貸付 ☎申 込 先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346（ダイヤルイン）

●障がい者の専用居室等を増築・改築または改造（維持補修的なものは除く）するための資金の貸付を行います。

☆対 象……障がい者または障がい者と同居する親族

☆範 囲……身体障害者手帳 1 級及び 2 級の交付を受けている方
療育手帳 A の交付を受けている方

☆貸 付 額……限度額 300 万円

☆貸付利率……年 1.45%（据置期間は無利子、R5. 4. 1 現在）

☆償還方法……6 ヶ月据置き後、元利均等月賦または半年賦償還払い

☆償還期限……10 年以内

☆保 証 人……県内に住所を有する成人 2 名の連帯保証人が必要です。

■住宅改造資金の助成 ☎申 込 先……盛岡市障がい福祉課 ☎613-8346（ダイヤルイン） （65 歳以上の方は介護保険課での手続きになります。）

●在宅で重度の身体障がいを持っている方が自立し、介護している人の負担を軽くするために、居室・浴室・トイレ等を改善する場合（新築、増築は除く）、費用の一部を助成します。

改造前に上記へ申請してください。

※ただし、住宅整備資金貸付との併用はできません。

☆対 象……障がい者または障がい者と同居する親族。ただし、所得に制限があります。

☆範 囲……身体障害者手帳 1 級、2 級または 3 級の交付を受けている方

☆助 成 額……工事費の約 3 分の 2（上限 400,000 円または 533,000 円。ただし、介護保険や日常生活用具の対象者の場合は調整があります。）

10. 教育

■就学前教育

☎問 合 先……盛岡市教育委員会学校教育課 都南分庁舎3階 ☎639-9045 (ダイヤルイン)

●学齢に達する前の障がいのある幼児の教育は、次の所で行われています。

☆保育園・幼稚園……障がいのある子ども（おおむね3歳以上）を受けいれるところが、たくさんあります。

☆目の不自由な子ども……県立盛岡視覚支援学校幼稚部（入学資格は3歳以上です。就学前の乳幼児を対象に随時の教育相談を行っています）

☆耳の不自由な子ども……県立盛岡聴覚支援学校幼稚部（入学資格3歳以上）

☆手足の不自由な子ども……県立療育センターでは、母子入園や通園による訓練・指導を行っています。

☆知的障がいのある子ども……特別な指導を行う施設として、盛岡ひまわり学園があります。

☆きこえとことばの不自由な子ども……桜城小学校・杜陵小学校で「幼児ことばの教室」を開設し、幼児の相談や指導を行っています。

☆そ の 他……情緒障がい・病弱・身体虚弱児についても相談の窓口がありますので、上記にお問い合わせください。

■盛岡市親子通園事業 ☎問 合 先……盛岡ひまわり学園 ☎646-3977

(〒020-0127 盛岡市前九年三丁目12-38)

●発達支援が必要なお子さんの早期療育と、保護者等への養育支援を行います。

☆対 象……盛岡市に住所があり、心身の発達に心配のあるお子さん（生後5ヵ月から小学校就学前まで）及びその保護者

☆期 間……週1回（概ね1年間）

☆場 所……ひまわり学園内、地域福祉センター内 ☆費 用……無料

■特別支援教育就学奨励費の支給

☎問 合 先……盛岡市教育委員会学務教職員課 都南分庁舎3階 ☎639-9044 (ダイヤルイン)

●市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、給食費・学用品費・通学用品費などの一部を援助します。

☆申込方法…在籍の学校事務室を經由して申込みください。

☆その他……世帯の所得状況により支給費目に制限があります。また、通級指導を受けている児童生徒の場合、通学費のみが支給対象の費目となります。

■障がい者の高等教育 ☎相 談 先……高等学校など

●中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した、または卒業見込みの方については、下記の高等部及び専攻科があります。なお、入学に当たっては、各学校で選考が行われます。

盛岡視覚支援学校	視覚障がい	普通科、保健医療科（あん摩・マッサージ・鍼灸師等の養成コース）
盛岡聴覚支援学校	聴覚障がい	普通科、産業技術科（インテリア・機械・生活デザインコース）
盛岡となん支援学校	肢体不自由	普通科
盛岡青松支援学校	病弱	普通科
盛岡峰南高等支援学校	知的障がい	生活科学科、農産技術科、加工生産科、流通・サービス科
盛岡みたけ支援学校	知的障がい	普通科
岩手大学教育学部附属特別支援学校	知的障がい	普通科
盛岡ひがし支援学校	知的障がい	普通科

■障がいのある子どもの教育相談

☎ 問合せ先・相談先……都南分庁舎3階 盛岡市教育委員会学校教育課 ☎639-9045 (ダイヤルイン)
 本庁舎本館5階 教育相談室 ☎651-7830 (ダイヤルイン)

●障がいのある幼児・児童・生徒の教育について、相談に応じます。

☆ことばの教室・きこえの教室

通常の学級で学んでいる子どもたちのなかにも、ことばやきこえが不自由な子どもがいます。このような子どもたちのために、特別な指導を行う所が「ことばの教室」や「きこえの教室」で、毎週定められた時間だけこれらの教室に通います。

●ことばの教室

対象……正しく発音できない音がある子ども、ことばの遅れがある子ども

学校……桜城、杜陵、青山、手代森、津志田、好摩の各小学校

●きこえの教室

対象……難聴の子ども

学校……桜城小学校

☆義務教育……次の学級、教室、学校で障がいの程度・種類に応じた教育を行います。

●小・中学校の通常の学級

●特別支援学級（知的障がい、肢体不自由、病虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい）

●通級指導教室（言語、難聴、LD等）

●特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病虚弱）

盛岡市内特別支援学級等一覧

(令和7年4月1日現在)

知的障がい特別支援学級	仁王小・城南小・桜城小・厨川小・仙北小・杜陵小・山岸小・大慈寺小・米内小・土淵小・中野小・本宮小・青山小・北厨川小・河北小・上田小・山王小・緑が丘小・太田小・太田東小・城北小・大新小・松園小・月が丘小・高松小・東松園小・見前小・飯岡小・羽場小・永井小・手代森小・津志田小・見前南小・都南東小・北松園小・玉山小・洪民小・生出小・好摩小・向中野小・下橋中・下小路中・厨川中・上田中・河南中・仙北中・大宮中・米内中・黒石野中・城西中・城東中・北陵中・松園中・見前中・飯岡中・乙部中・見前南中・北松園中・洪民中・巻堀中
自閉症・情緒障がい特別支援学級	仁王小・城南小・桜城小・厨川小・仙北小・杜陵小・山岸小・大慈寺小・米内小・土淵小・中野小・本宮小・青山小・北厨川小・河北小・上田小・山王小・緑が丘小・太田小・太田東小・城北小・大新小・松園小・月が丘小・高松小・東松園小・見前小・飯岡小・羽場小・永井小・手代森小・津志田小・見前南小・都南東小・北松園小・洪民小・生出小・巻堀小・好摩小・向中野小・下橋中・下小路中・厨川中・上田中・河南中・仙北中・大宮中・土淵中・黒石野中・城西中・城東中・北陵中・松園中・見前中・飯岡中・乙部中・見前南中・北松園中・洪民中・巻堀中
病弱・身体虚弱特別支援学級	仁王小・城南小・仙北小・太田小・城北小・松園小・大新小・月が丘小・飯岡小・津志田小・都南東小・北松園小・巻堀小・河南中・仙北中・黒石野中・城西中・見前中
肢体不自由特別支援学級	中野小・河北小・永井小・上田中
弱視特別支援学級	城南小・厨川小・大新小・津志田小・向中野小・下小路中・仙北中・大宮中
難聴特別支援学級	土淵小・津志田小・洪民小・向中野小・土淵中・下橋中・城西中・見前中
難聴通級指導教室(きこえの教室)	桜城小
言語障がい通級指導教室(ことばの教室)	桜城小・杜陵小・青山小・手代森小・津志田小・好摩小
幼児ことばの教室	桜城小・杜陵小
学習障がい(LD)等通級指導教室	厨川小・青山小・津志田小・厨川中・見前中

※特別支援学級の設置校及び学級数は、在籍する児童生徒数の増減等で、年度により変動することがあります。

■おもちゃ図書館

☎ 問合せ先……盛岡ひまわり学園 ☎646-3977

(〒020-0127 盛岡市前九年三丁目 12-38)

●心身障がいのある児童の健やかな成長を助長するため、必要なおもちゃを備え、遊びの方法を助言するとともに貸出しも行います。☆費用……無料 ☆場所……ひまわり学園内

11. 障がい者のスポーツ・技能

<各スポーツ大会>

■スポーツを楽しむために ～障がい者の方への理解や健康増進などを目的とした大会～

大会名	申込・問合せ先	開催回数
盛岡市障がい者スポーツ大会	盛岡市障がい福祉課	年1回
岩手県障がい者スポーツ大会	☎613-8346（ダイヤルイン）	年1回
全国障害者スポーツ大会	岩手県障がい者スポーツ協会 ☎637-5055（盛岡市三本柳8-1-3）	年1回

※岩手県障がい者スポーツ大会での記録は、全国障害者スポーツ大会に参加する代表者の選考の参考となります。

■国内外の主な障がい者スポーツ大会

●国内開催大会

- ・ジャパンパラリンピック
- ・全国障害者スポーツ大会
- ・全国ろうあ者体育大会
- ・日本身体障害者陸上競技選手権大会
- ・内閣総理大臣杯争奪日本車椅子バスケットボール選手権大会
- ・厚生労働大臣杯争奪日本車椅子ツインバスケットボール選手権大会
- ・厚生労働大臣杯争奪全国身体障害者スキー大会
- ・厚生労働大臣杯争奪全国身体障害者アーチェリー選手権大会

- ・大分国際車いすマラソン大会
- ・国際盲人マラソンかすみがうら大会

●国際大会

- ・パラリンピック（聴覚、知的障がい者を除く）
- ・デフリンピック（聴覚障がい者）
- ・スペシャルオリンピックス（知的発達障がい者）
- ・アジアユースパラ競技大会（14歳～19歳の障がいのある青少年）

※詳細はインターネットの検索サイトで「厚生労働省障害者スポーツ」、「日本障害者スポーツ協会」等と検索してください。

<活動場所>

■岩手県勤労身体障がい者体育館（愛称 パラリーナ）☎645-2187 FAX601-5145

HP <https://iwate-sposhin.jp/kinrou/> E-mail: kinrou@echna.ne.jp（〒020-0133 盛岡市青山四丁目 12-31）

●勤労身体障がい者の方のスポーツの普及と振興を図り、勤労意欲を高め日常生活に潤いをもってもらうために設置されたもので、車椅子バスケットボールなどの障がい者スポーツの拠点として利用されています。

☆設備……体育室・トレーニング室・シャワー室・ロビー・各種用具などがあります。バリアフリーの施設で全館暖房（12～3月）となっています。

☆使用料……無料（ただし、障がい者以外の方は有料）

☆使用時間……9:00～21:00（毎週火曜日・年末年始は休館、冬期間12～3月は、第1、3火曜日臨時開館もありますのでお問い合わせください。）

☆その他……トレーニング室は、卓球・ダンス等の種目でご利用いただくことができます。

■ふれあいランド岩手 ☎637-4469（スポーツ受付） FAX637-7544

（〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3）

●障がい児・者及び高齢者の方にも快適に利用していただくために様々な配慮がなされています。障がい児・者団体向けにスポーツ教室や水泳教室を行っています。

☆スポーツ施設……体育館・プール・陸上競技場・テニスコート・卓球室・ゲートボール場・アーチェリー場・トレーニングルーム（個人利用のみ）

☆使用料……障がい児・者及び高齢者の個人利用は無料、一般及び学生は有料（利用料金については問い合わせ願います）

☆使用時間……9:00～21:00、プールは10:00～20:40（祝日・お盆期間など17:00閉館の場合もありますのでお問い合わせください。）

☆休館日……毎週水曜日、年末年始（臨時閉館の場合もありますのでお問い合わせください。）



空室状況を確認できます

<活動機会>

- 盛岡市周辺で活動しているスポーツです。障がいの有無を問わず参加できるスポーツもあります。詳しくは各連絡先または下記の盛岡市身体障害者スポーツ推進協議会へお問い合わせください。

スポーツ名 (五十音順)	担当者連絡先 (敬称略)
アーチェリー	638-6593 (長澤 洋)
グラウンドゴルフ	696-2810 (田中 祐子)
車いすツインバスケットボール	635-0175 (中村 篤)
車いすバスケットボール	683-1815 (小江 巧(江 巧))
サウンドテーブルテニス	637-4523 (新沼 政徳)
シッティングバレーボール	090-4315-1806 (鈴木 ひろ子)
水泳	638-7632 (鈴木 勝良)
卓球	0193-86-3777 (佐々木 茂)
ダーツ	090-1062-8990 (三島 陽子)
フライングディスク	637-7558 (山内 卓堂)
フロアバレーボール	637-5265 (明内 康彦)
卓球バレー	647-6745 (福士 一子)

<関係団体>

■岩手県障がい者スポーツ指導者協議会 ☎637-5055 FAX637-7626

事務所：(一社)岩手県障がい者スポーツ協会 (〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内)

- パラスポーツの普及・振興を図るとともに、パラスポーツの可能性を研究・開発及び指導し、地域における障がいのある方のスポーツ参加環境の改善を図ることを目的として、次の事業を行っています。
 - ①スポーツ教室及び大会等の支援・協力
 - ②パラスポーツ等研究活動
 - ③パラスポーツ指導員研修会の開催
 - ④パラスポーツ団体への支援・協力
- 岩手県障がい者スポーツ指導者協議会の会員は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認のパラスポーツ指導員資格を持つ方々を中心に構成されています。

<技能向上のために>

■岩手県障がい者技能競技大会 (チャレンジいわてアビリンピック)

☎問合先……独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部 高齢・障害者業務課

☎654-2081 FAX654-2082 (〒020-0024 盛岡市菜園一丁目 12-18 盛岡菜園センタービル 3 階)

HP <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/iwate/index.html>

- 障がいのある方々が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や広く県民一般が障がいのある方々について理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的に毎年 6~7 月頃に開催しています。皆様のご参加をお待ちしています。詳しくはHPをご覧ください。
- 【競技種目】ワープロ・表計算・喫茶サービス・ビルクリーニング・DTP (ポスター制作) ・ オフィスアシスタント・縫製・木工・物品運搬・パソコン操作・写真撮影

■文化芸術活動

- 障がい者が日頃取り組んでいる文化芸術活動の成果を紹介します。障がい者が製作した絵画などを展示します。

イベント名	問合先	開催回数
盛岡市障がい者芸術文化祭	盛岡市障がい福祉課 ☎613-7943 (ダイヤルイン)	年1回

12. しごと

<職業訓練>

■障害者職業能力開発校等 ☎申込先……盛岡公共職業安定所 ☎624-8904

●青森、宮城、千葉、埼玉、東京等（全19校）に設置されている障害者職業能力開発校で身体・知的等に障がいのある方を対象とした職業訓練を実施しています。

☆訓練科目……OA事務、製版、OAビジネス、デジタルデザイン、総合実務、機械技術、電子機械、テクニカルオペレーション、オフィスワーク、システム設計、CADオペレータ等

☆訓練期間……6ヵ月又は1年（2～4ヵ月の短期課程の科目もあります。）

●その他に、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の委託先を活用した職業訓練も実施しています。

■職場適応訓練 ☎申込先……盛岡公共職業安定所 ☎624-8904

●都道府県知事等が事業主に委託し、一定の要件を満たす身体・知的等に障がいのある方を対象に、その能力に適合する職種の訓練を行い、訓練修了後は事業所に雇用されることを期待して実施するもの。

☆内容……訓練期間6ヵ月以内（重度障がい者は1年以内）で、訓練期間中は訓練生に訓練手当、事業主には委託費が支給されます。

■精神障がい者社会適応訓練事業 ☎申込先……岩手県県央保健所 ☎629-6574

●在宅の精神障がい者の方が一定期間（最大3年）、協力事業所に通うことにより、仕事や人間関係を通じて病気のために低下した持久力・集中力・対人能力・環境への適応能力等を養うための訓練を行い、社会的自立を促進し、社会参加を図ろうとするものです。

☆訓練内容（例）……施設内の清掃、野菜栽培など

<雇用保険>

■雇用保険の求職者給付 ☎申込先……盛岡公共職業安定所 ☎624-8907

●雇用保険の求職者給付は、安心して求職活動を行い、一日も早く再就職できるよう、離職後一定の要件により給付を行って、失業中の生活の安定を図る制度です。基本手当日額、支給日数等詳しくは上記にお問い合わせください。

●基本手当……積極的に就職しようとする意思と、いつでも就職できる能力を持って、現在仕事をしていない方で求職中の方だけに支給されます。

●傷病手当……安定所に求職申込みをした後、病気やケガにより、引き続き15日以上職業に就くことができなくなった時に、基本手当にかえて支給されます。（ただし健康保険法による傷病手当金等の支給を受けることができない場合に限りです。）

<資金の貸付>

■生活福祉資金の貸付 ☎問合せ先……盛岡市社会福祉協議会 ☎651-1001

●低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の生活安定を支援する貸付制度です。高校や大学、専門学校等に入学する際に必要な経費と学費をお貸しする教育支援資金。障がい者用自動車の購入費をお貸しする福祉資金福祉費など6種類の資金があります。貸付資金の種別ごとに対象となる世帯や条件がありますので、詳しくは上記にお問い合わせください。

※この貸付制度は社会福祉協議会と民生委員・児童委員が連携して実施しています。

13. 権利擁護など

■日常生活自立支援事業（あんしんねっと）

☎問 合 先……盛岡市社会福祉協議会 ☎656-9271 (〒020-0886 盛岡市若園町 2-2)

●高齢の方や障がいを持った方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それに伴う日常的な金銭管理などを行う事業です。

☆対 象……認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な方

☆手続方法……問合先へご連絡ください。担当者がご自宅等を訪問し、ご相談に応じます。

☆内容・費用

サービス内容	費用
◆福祉サービスの利用援助 ・福祉サービス利用の相談、利用手続きの援助 ・利用料金支払い手続き、苦情解決のための手続き援助	最初の 90 分未満 1,300 円
◆日常的な金銭管理サービス ・年金・手当の受領手続きの代行 ・医療費・税金・公共料金等の支払い手続きの代行 ・預貯金の出し入れ手続きの代行	※生活保護受給者 は無料
◆書類等預かりサービス ・年金証書・通帳・契約書や印鑑の保管	貸金庫など 利用は無料

※相談は無料

■成年後見制度

☎問 合 先……法定後見：盛岡家庭裁判所 ☎622-3457（後見係直通）

(〒020-8520 盛岡市内丸 9-1)

任意後見：盛岡公証人合同役場 ☎651-5828

(〒020-0022 盛岡市大通三丁目 2-8 岩手金属工業会館 3 階)

●判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

☆対 象……認知症の方・知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が十分ではない方(本人)
(任意後見は契約時に十分な判断能力がある方)

☆内 容……成年後見人等の援助者は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人の財産管理や契約を代理で行うなど支援を行います。成年後見人等から請求があった場合は、家庭裁判所の判断により、本人の財産から報酬が支払われることとなります。本人の判断能力により以下のように区分されます。区分により援助者の支援範囲が異なります。

区分		本人の判断能力	援助者	
法定後見	後見	全くない	成年後見人	援助者の援助の状況を チェックする監督人を選任する ことがあります。
	保佐	著しく不十分	保佐人	
	補助	不十分	補助人	
任意後見		本人の判断能力が不十分となった時にそなえて、あらかじめ任意後見人と契約を結んでおく制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時からその契約の効力が生じ、任意後見人による本人の援助が開始されます。		

☆手続方法……法定後見：本人や親族などが本人の居住地を管轄する家庭裁判所へ審判を申立て。身寄りのない方は市長が申立てることも可能です。

任意後見：自分が選んだ任意後見人と任意後見契約を結び、公証役場で公正証書を作成。その後、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所に任意後見監督人選任申立てをする。

※いずれも申立てには費用がかかります。

※費用の助成ができる場合がありますので盛岡市障がい福祉課へご相談ください。

■岩手県福祉サービス運営適正化委員会

☎637-8871 FAX637-9712 E-mail : tekiseika@iwate-shakyo.or.jp

(〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内)

- 福祉サービス（子ども・障がい者・高齢者が利用している施設や在宅サービス）の苦情相談を受けるとともに、利用者と事業者が話し合いながら、苦情を解決するためのお手伝いをします。苦情がある場合は、まず利用されている福祉サービス事業者（または第三者委員）にご相談ください。それでも解決しなかった場合や、事業者に苦情を言にくいときは、岩手県福祉サービス運営適正化委員会にご相談ください。

☆相談方法……電話、ファクシミリ、手紙、電子メールか直接おいでになり、ご相談ください。

■相談窓口について（一部掲載）

- 状況により対象範囲がそれぞれ異なります。まずはお気軽にお問い合わせください。

子ども	・子ども虐待全国共通ダイヤル	189
	・こども家庭テレフォン(電話相談)	652-4152 (9:00~21:40)
	・盛岡市こども家庭センター (おやこ支援担当)	601-2414 (ダイヤルイン)
障がい児(者)	・岩手県障がい者 110 番相談室	639-6533
	・盛岡市障がい福祉課	626-7508 (ダイヤルイン)
	・盛岡市社会福祉協議会	651-1000
高齢者	・地域包括支援センター	(P. 16 参照)
	・盛岡市長寿社会課	601-2063 (ダイヤルイン)
配偶者 (パートナー) からの暴力 (DV)	・岩手県福祉総合相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	629-9610 652-4152 (夜間・休日)
	・もりおか女性センター	604-3304 (10時~17時 水・木は20時まで) 毎月第2火曜、土・日・祝日、年末年始は休み
	・盛岡市こども家庭センター (青少年女性担当)	613-7521
	・最寄りの警察署 (緊急時)	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡東警察署 606-0110 ・盛岡西警察署 645-0110
	※身のキケンを感じたら 110 番へ (緊急時)	
その他	権利擁護センターぱあとなあ岩手 (社) 岩手県社会福祉士会	019-613-5505

☆相談窓口にはパンフレットなどもありますのでご利用ください。

14. 参考資料

身体障害者相談員名簿

(R7.4.1現在)

	氏名	住所	電話番号	備考
1	福土 一子	西青山1	647-6745	
2	川村 正司	つつじが丘	623-7124	
3	今野 紀子	みたけ4	647-8941	
4	津志田 貞子	下田字生出	683-1850	
5	堀 知子	下田字石羽根	683-3525	
6	戸来 靖博	志家町	624-3144	
7	及川 清	緑が丘2	613-8744	アイランド
8	田中 祐子	黒川5	696-2810	
9	藤田 邦江	下田字生出	683-2127	
10	藤原 初代	乙部	696-2848	
11	鎌田 幸子	天昌寺町	647-3067	
12	神 雄司	津志田南3	639-4615	
13	高橋 柳子	小鳥沢2	662-8581	
14	佐々木 秀子	青山3	646-4992	
15	菅野 聡	開運橋通	019-681-0277	
16	松館 正雄	東山1	613-9247	
17	小江 巧	下田字生出	683-1815	
18	池田 由美子	月が丘1	080-1679-2506	
19	志田 みどり	つつじが丘2	653-9010	
20	福田 耕逸	玉山才の沢	658-2464	

知的障害者相談員名簿

(R7.4.1現在)

	氏名	住所	電話番号	備考
1	鏡 英夫	黒石野1	663-2013	のびっこ寮育センター
2	高橋 望	巻堀	682-1003	ひめかみの風
3	齋藤 真也	前九年1	646-7999	六等星

シンボルマーク等 これらのマークを見かけた場合、ご理解、ご協力をお願いいたします

障がい者のための 国際シンボルマーク	盲人のための 国際シンボルマーク	耳マーク
		
<p>すべての障がいがある人々が利用できる建築物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマーク。</p> <p>○関係機関・団体… 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p>	<p>信号機や国際点字郵便・書籍などで見かけるマーク。</p> <p>○関係機関・団体… 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマーク。</p> <p>○関係機関・団体… 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
ハートプラスマーク	オストメイト・マーク	ほじょ犬マーク
	 <p>オストメイト用の 設備を備えています</p>	
<p>内部障がい・内臓疾患を示すマーク。</p> <p>○関係機関・団体… 特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p>	<p>オストメイト(人工肛門・人工ぼうこうを保有する人)の利用に配慮した多機能型障害者用トイレなどを表すマーク。</p> <p>○関係機関・団体… 公益社団法人 日本オストミー協会</p>	<p>身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマーク。法が施行され、現在では公共の施設や交通機関・デパート・ホテルなどの民間施設でも身体障害者補助犬の同伴ができるようになった。</p> <p>○関係機関・団体… 厚生労働省社会・援護局</p>
障害者標識		ヘルプマーク
身体障害者標識 (四葉マーク)	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	
		
<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、その障がいがある自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識。</p>	<p>政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている方が、周囲の運転者に対する注意喚起のため、運転する車に表示する標識。</p>	<p>義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク(JIS規格)。</p>
<p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、これらのマークを付けた車に対して無理に幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となる。</p> <p>○関係機関・団体…警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p>		<p>○関係機関・団体…東京都福祉保健局</p>

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は第1種を，下は第2種を表す。）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したものの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したものの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことができないもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したものの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なものの 2.体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大言語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大言語を理解し得ないもの） 2.両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して該当等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより測定したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

肢体不自由		内 部 機 能 障 害						
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

15.盛岡市の障害福祉サービス等事業所一覧

(R7.2.1現在)

●入所施設(盛岡近郊を含む)

短期入所	生活介護	自立訓練(機能・生活・宿泊)	就労移行支援	就労継続支援(A型・B型)	療養介護	(障害児入所施設)	施設名	所在地	電話番号
	○			B			指定障害者支援施設岩手ワークショップ	盛岡市緑が丘二丁目4-60	661-7389
○	○						障害者支援施設太田の園	盛岡市上太田穴口53	659-3366
○	○						指定障害者支援施設元気丸	盛岡市川目第6地割93-4	666-2323
○	○						てしろもりの丘あおば	盛岡市手代森6地割10-6	613-9721
○						福	てしろもりの丘よつば	盛岡市手代森6地割10-6	613-9721
○	○		○				障害者支援施設緑生園	盛岡市上飯岡2地割51-3	639-6170
○					○	医	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市青山一丁目25-1	647-2195
○	○						障害者支援施設うぐいすの郷	雫石町西安庭第26地割130-1	692-5888
○	○						希望ヶ丘学園	雫石町板橋25	692-0198
○	○						瑞雲荘	滝沢市大釜吉水96-1	684-1621
○	○		○	B			みたけの杜	滝沢市穴口203-4	601-2884
○	○			B			障害者支援施設新生園	矢巾町大字室岡第12地割125	697-6831
○	○			B			障害者支援施設第二新生園	矢巾町太田第17地割54	697-8011
○	○				○	医	みちのく療育園メディカルセンター	矢巾町煙山第24地割1	611-0600
○	○	生・機	○			医	障害者支援施設「岩手県立療育センター」	矢巾町医大通2-1-3	601-2777

●相談支援事業所

計画相談	障害児相談	事業所名	所在地	電話番号
○	○	Arvivo	盛岡市本宮一丁目9-12	681-3971
○	○	指定特定・指定障害児相談支援事業所 いわて発達障害サポートセンター	盛岡市厨川二丁目16-16	601-9077
○		指定特定相談支援事業所岩手ワークショップ	盛岡市箱清水二丁目4-28	613-8744
○	○	えすこーと	盛岡市紺屋町2-21	601-6248
○	○	指定相談支援事業所 太田の園	盛岡市本町通三丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター2F(My夢)	605-8822
○	○	サポートルーム風の又三郎	盛岡市緑が丘三丁目20-56	662-3303
○	○	相談支援事業所さき丸	盛岡市川目第6地割93-4	613-2656
○	○	相談支援事業所 ころね	盛岡市南青山町4-15	656-8625
○	○	相談支援事業所こぼん盛岡	盛岡市向中野字幅10-4	656-0921
○	○	サキアイ サポートSta.	盛岡市本町通三丁目3-21	080-5551-3181
○		指定特定相談支援事業所サポート玉手箱	盛岡市青山四丁目9-40	647-7001
○	○	相談支援事業所しいのみホーム	盛岡市長橋町3-42	647-5444
○		指定相談支援事業所 ジェイサポート	盛岡市みたけ三丁目23-3 スペースMYA2階	613-9898
○		自立生活センター・盛岡	盛岡市津志田中央一丁目1-7 アーバン吉田102号	050-1062-3953
○	○	手をつなぐ相談支援センター「スキップ」	盛岡市下飯岡15地割77-3	613-7196
○	○	緑生園相談支援事業所 スタンドオフ	盛岡市上飯岡2地割51-3	639-6170
○		指定特定相談支援事業所 千晶会	盛岡市上太田穴口53	080-9252-3668
○		ソーシャルサポートセンターもりおか	盛岡市本町通一丁目9-14	651-6271
○	○	相談支援事業所ソルド	盛岡市内丸1-6	601-9691
○	○	相談支援事業所「とも」	盛岡市青山四丁目8-12	646-4943
○	○	相談支援 のびっこ	盛岡市黒石野一丁目19-23	663-2013
○		ふれあい	盛岡市開運橋通4-28 開成7ラザ403号	681-0277
○	○	相談支援事業所PLAATS	盛岡市中央通二丁目10-3中央通マンション403号	681-9209
○		ぼいす	盛岡市材木町7-44 メゾンデポア101	656-7185
○		指定特定相談支援事業所みらい塾	盛岡市みたけ五丁目17-17	601-1160
○	○	指定特定相談支援事業所 みらいの風	盛岡市手代森9地割70-1	601-9779
○	○	めだかの相談支援事業所	盛岡市乙部31地割13-1	675-1199
○	○	もりおか障害者自立支援プラザ	盛岡市三本柳13地割42-1	632-1331
○	○	盛岡ひまわり学園	盛岡市前九年三丁目12-38	646-3977
○	○	相談支援事業所 よもや	盛岡市夕顔瀬町4-4	601-2590
○	○	相談支援事業所「らいふ」	盛岡市手代森6地割10-6	613-9721
○		指定特定相談支援事業所「らぼーる」	盛岡市仙北一丁目8-16	656-6863
○	○	相談支援事業所 結	盛岡市前九年三丁目13-75	656-1666

●障害福祉サービス(グループホーム)

事業所名	所在地	電話番号
アースリーホーム	盛岡市松尾町18-10	070-2029-0284
共同生活援助事業所アイランド	盛岡市本町通一丁目12番10号	654-4560
手をつなぐ生活ホーム「あざみ」	盛岡市下飯岡15地割77-3	613-7198
あそしえ盛岡	盛岡市西仙北一丁目8-12 こまがたハートタウンA	656-0750
いこいの里	盛岡市中屋敷町6-25	613-3737
いっぽ茶畑	盛岡市茶畑一丁目6-9	656-6363
グループホームいろは山岸	盛岡市山岸六丁目44-14	601-8286
ウエストハウス	盛岡市西下台町9-12	613-7970
オリザ	盛岡市上堂一丁目16-15	643-9135
一般財団法人岩手済生医会 加賀野の里	盛岡市加賀野三丁目14-10	624-3777
風	盛岡市仙北二丁目12-32	613-4188
かるがもの家	盛岡市下米内一丁目17-4	661-3130
かんな	盛岡市茶畑一丁目1-30	656-7753
キックオフ	盛岡市上飯岡2地割51-3	639-6170
障がい者自立支援グループホーム 希望の芽	盛岡市本宮三丁目14-22	681-8781
共同生活援助事業所 きらり	盛岡市前九年二丁目7-15	656-0090
クローバーの家	盛岡市門二丁目25-10	601-6172
障がい者グループホーム元気です。	盛岡市みたけ四丁目13番40号	658-9222
グループホーム さーち・らいと	盛岡市館向町6-12	613-6143
しあわせの郷	盛岡市藁子館市65	656-0353
しいのみホームゆきわり	盛岡市北天昌寺町8-20	656-0065
共同生活援助事業所シオン	盛岡市高松四丁目7-27	601-5095
ジャスミン館	盛岡市箱清水一丁目3-24	601-3974
しらたきの里	盛岡市東中野町18-1	656-1300
グループホーム杉の子	盛岡市月が丘一丁目21-14	646-5055
ソーシャルインクルーホーム盛岡緑が丘	盛岡市緑が丘一丁目4-26	658-9604
グループホーム 月の丘	盛岡市月が丘一丁目11-27	646-2696
グループホームTSUBASA中ノ橋	盛岡市中ノ橋通一丁目13-10 センタービル中ノ橋2F	656-7761
Dreamハウス すずらん	盛岡市三本柳13地割16-4	681-0309
なごやかハウス	盛岡市中ノ橋通二丁目11-19 ハイツ中ノ橋	623-3562
HANA事業所	盛岡市高松四丁目15-31	663-5857
障がい者グループホームふきのとう	盛岡市北松園四丁目36-88	681-2933
maru盛	盛岡市中野二丁目11-7	613-5006
グループホーム未来	盛岡市仙北一丁目8-15	601-5532
グループホーム やまぼうしANNEX	盛岡市松園三丁目17-1	667-1977
グループホーム La Vie 茶畑	盛岡市茶畑一丁目13-17	613-5711
わおんグループホーム 小鳥沢	盛岡市小鳥沢一丁目17-7	656-0321

●障害福祉サービス(日中活動系施設・短期入所施設)

短期入所	生活介護	自立訓練(生活・宿泊機能)	就労移行支援	就労定着支援	(A型・B型) 就労継続支援	事業所名	所在地	電話番号
					B	アイエスエフネットベネフィット盛岡事業所	盛岡市開運橋通5-6 第5菱和ビル3階B	613-3543
			○	○	B	アイエスエフネットジョイ 盛岡事業所	盛岡市盛岡駅前通15-18 ラヴィ4階	604-7132
					A	一般財団法人青い鳥コーセイ工場	盛岡市青山四丁目9-40	646-4938
○						青山和敬荘	盛岡市南青山町13-30	648-1411
○						手をつなぐ生活ホーム「あざみ」	盛岡市下飯岡15地割77-3	613-7198
	○				B	あすなろ園	盛岡市下飯岡8地割106	632-1655
	○				B	あすなろ園飯岡事業所	盛岡市下飯岡11地割30-5	639-8373
					A+B	あすなろ園産直羽場店	盛岡市羽場16地割63	638-3055
		生			B	生生学舎 アダージョ	盛岡市中野一丁目1-26	652-1137
	○				B	地域生活支援センター「歩夢」	盛岡市高松三丁目7-33	662-6852
					A	一歩	盛岡市志家町2-6 クリナーレ志家町101号	601-8835
	○					いるかデイ仙北	盛岡市東仙北一丁目6-27	635-3351
					B	ウーリー盛岡	盛岡市盛岡駅前通3-53第六基ビル4階404号室	623-2206
					A	ヴィータ	盛岡市盛岡駅前北通4-9CAビル2階	681-2028
					B	笑光安庭事業所	盛岡市東安庭一丁目2-27	656-8066
					B	OHANA	盛岡市下太田榎48-21	681-6581

●障害福祉サービス(日中活動系施設・短期入所施設)

短期入所	生活介護	自立訓練(機能・生活・宿泊)	就労移行支援	就労定着支援	(A型・B型) 就労継続支援	事業所名	所在地	電話番号
			○		B	風の又三郎	盛岡市緑が丘三丁目20-56	662-6699
○						カラフル	盛岡市門二丁目25-10	601-6172
	共生型					きさいや	盛岡市みたけ六丁目11-40	656-8172
					A	Green Table	盛岡市上堂一丁目2-5 マツハランド内	681-0148
					B	クローバーズ・ピア盛岡南	盛岡市津志田南三丁目2-2	681-1758
○					B	好望・恕	盛岡市みたけ一丁目6-2	647-8941
			○			就労移行支援事業所ココエール	盛岡市南大通一丁目8-7 CFC第1ビル4階	681-4182
					B	コスモス	盛岡市本宮二丁目16-1 小泉産業ビル地下1階	635-6697
				○		COX	盛岡市本宮一丁目9-12	681-3971
					B	さーち・らいと	盛岡市志家町2-6 クリナーレ志家町102A	656-6071
					B	さっくら	盛岡市安倍館町19-41	681-9166
○					B	さわら園	盛岡市西松園一丁目1-57	665-3223
					B	盛岡杉生園	盛岡市青山四丁目9-40	648-3121
○						シーキューブ	盛岡市三本柳23地割65-1	601-2310
○	○					しいのみホーム	盛岡市長橋町3-42	647-5444
○	○					しいのみホームまえがた	盛岡市上厨川字杉原2-4	647-2452
○						しいのみホームゆきわり	盛岡市北天昌寺町8-20	656-0065
					A	ジェイプランニング	盛岡市繁字湯の館121-1	689-2135
	共生型					城南老人デイサービスセンター	盛岡市神明町8-4	621-1215
					B	就労サポート言葉のかけ橋	盛岡市中ノ橋通一丁目13-15	651-1017
○						ショートステイ風の又三郎	盛岡市緑が丘三丁目20-56	662-6699
○						ショートステイ ふあり	盛岡市前九年二丁目7-15	656-0090
					B	TOMz中野事業所	盛岡市中野二丁目15-20	656-9887
○					B	しらたき工房	盛岡市川目第15地割1-6	652-1120
○						しらたきの里	盛岡市東中野18-1	656-1300
			○	○		セラピー・ジョブトレーニー	盛岡市内丸1-6	601-9691
					B	セラード	盛岡市北山一丁目5-32 北山ハイツ5号室	681-8927
○						短期入所盛岡緑が丘	盛岡市緑が丘一丁目4-26	658-9604
					B	多機能型事業所ちやちやまる	盛岡市津志田町二丁目4-11	681-9292
					A・B	チャレンジビラ	盛岡市茶畑二丁目7-24	070-6401-3869
					B	つどい	盛岡市本宮字小林57-5	681-0277
			○			ディーキャリアいわて・盛岡オフィス	盛岡市肴町3-21	681-7380
○			○	○	B	となんカナン事業所	盛岡市津志田西二丁目16-91	681-3004
					A・B	一般社団法人ドリームファーム	A型:盛岡市乙部29地割43 B型:盛岡市乙部30地割72-1	601-6315
					B	鉾屋町ベース	盛岡市鉾屋町16-14	601-5463
					B	南部マルシェぞっこん広場	盛岡市上厨川野子107	613-7805
					B	のびやか丸	盛岡市川目第6地割93-4	666-2322
	生				B	Pachira	盛岡市盛岡駅前北通8-19	090-7710-2616
					A・B	ばったん工房	盛岡市紺屋町4-34 紺屋町番屋	625-6002
○						指定短期入所事業HANA事業所	盛岡市高松四丁目15-31	663-5857
					A・B	ばんがい市場	盛岡市神明町5-19	604-6002
○						ヒソプ工房	盛岡市大館町28-53	646-8581
○					B	社会就労センター・ひめかみの風	盛岡市巻堀字巻堀91-1	682-1003
			○	○		チャレンジドジャパン盛岡センター	盛岡市中央通一丁目7-35 コアフィールドモリカ4階	656-1622
○						デイサービスびりーぶ	盛岡市東仙北一丁目12-15 1F	636-1412
					B	ドリームキャットハウス神明町B型事業所	盛岡市神明町1-11	681-6272
			○	○	A	ファーム神明町	盛岡市神明町7-5 パルソビル1F	681-7913
					B	ファーム仁王	盛岡市本町通一丁目12-10	654-4560
					A・B	福祉バンク3Rセンター	盛岡市みたけ一丁目5-45	647-3366
					A・B	福祉バンクグッドウィルセンター	盛岡市紺屋町2-9	652-0879
					A・B	フロックス	盛岡市館向町40-5	613-4947
					A	ベアー岩手	盛岡市開運橋通1-25 BOSS62 102号	656-9494
					B	ぼえむの森 もとみや	盛岡市本宮六丁目1-48	636-3067
					B	就労継続支援B型事業所岩手マッサージセンター	盛岡市本町通三丁目6-20	652-7787
					A	まめ工房緑の郷	盛岡市上飯岡2地割52-1	637-3515
○						maru盛+	盛岡市中野二丁目11-7	613-5006
					B	Micasa ミカサ	盛岡市菜園一丁目11-23 菜園ビル4階	651-5520
○					B	みらい塾	盛岡市みたけ五丁目17-17	601-1160
	生	○	○			手をつなぐ就職支援センター「mu・cre」	盛岡市下飯岡15地割77-3	613-7197

●障害福祉サービス(日中活動系施設・短期入所施設)

短期入所	生活介護	自立訓練(機能・生活・宿泊)	就労移行支援	就労定着支援	(A型・B型) 就労継続支援	事業所名	所在地	電話番号
					B	めだかの園B型	盛岡市乙部31地割13-1	675-1199
					B	盛岡アビリティセンター	盛岡市青山四丁目9-1	647-6996
					B	盛岡書房	盛岡市本宮一丁目9-12	681-3971
	○					盛岡地域福祉センター	盛岡市手代森14地割16-89	696-5640
					B	盛岡地域福祉事業所チャルム	盛岡市下太田下川原57-1	601-6868
					B	杜の家	盛岡市北天昌寺町8-17	643-0681
					B	就労継続支援B型事業所 優	盛岡市西仙北一丁目16-26	656-1393
					B	You-Meゆいっこ	盛岡市向中野二丁目47-1	635-3828
			○			就労移行支援事業所 よもや	盛岡市夕顔瀬町4-4	601-2590
				○		就労定着支援事業所 よもや	盛岡市夕顔瀬町4-4	601-2590
			○	○	B	わ〜くす城南	盛岡市神明町8-4	621-1215
				○	A・B	ワンステップ	盛岡市内丸13-1	681-0588
					B	ONE BASE	盛岡市盛岡駅前通15-18ラヴィ 301	080-3483-1472

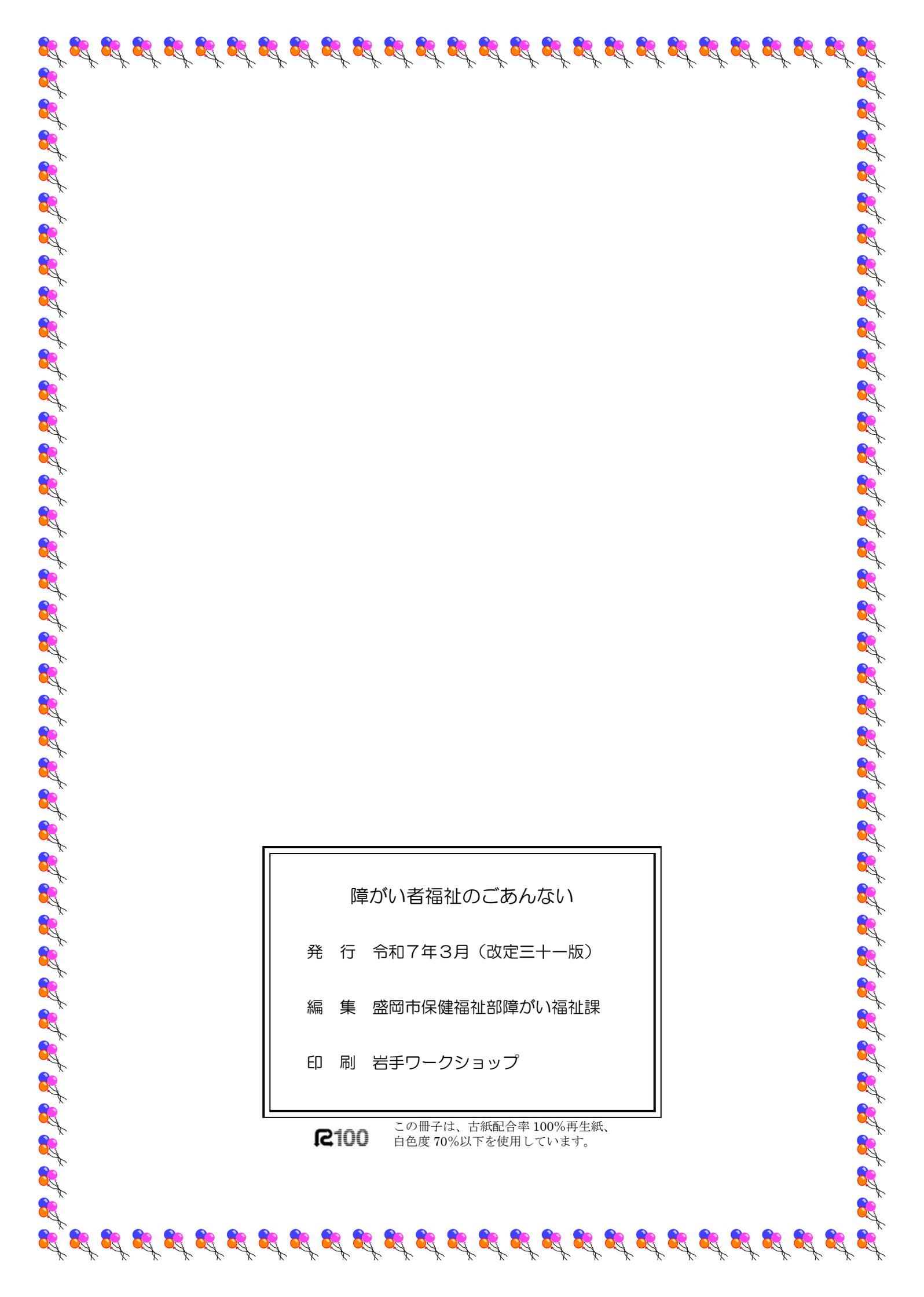
●障害児通所支援事業

児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	事業所名	所在地	電話番号
未就学児	小学生～高校生まで	保育所や小学校等の通学児			
○	○	○	アクティブキッズ	盛岡市南大通一丁目4-7-1	681-3858
○	○	○	アクティブキッズ2	盛岡市永井23地割7-65	613-5783
	○		放課後等デイサービス「あっぷるばい」	盛岡市手代森6地割10-6	613-9721
	○		児童デイサービス・アニマートあおやま	盛岡市厨川四丁目5-11	613-8713
	○		児童デイサービス・アニマートもとみや	盛岡市本宮五丁目2-10 イオプレストビル201号	613-6190
○	○		アバンツアーレスポーツもりおか	盛岡市本宮一丁目18-14	613-8835
	○		放課後等デイサービスalibio永井	盛岡市永井20地割31-20	613-3404
	○		Ambiデイ教室	盛岡市上ノ橋町2-2	681-2605
	○		Ambiデイ教室(加賀野教室)	盛岡市加賀野一丁目2-54	681-2661
	○		Ambiデイ教室(仙北教室)	盛岡市仙北二丁目13-16	601-3882
	○		Ambiデイ教室(仙北第二教室)	盛岡市仙北二丁目13-16 オガサワラビル3階	601-3883
	○		Ambiデイ教室(仙北駅前教室)	盛岡市仙北二丁目2-25	613-6363
	○		いくはび 都南教室	盛岡市三本柳5地割31-1	080-1695-3529
	○		いくはび 永井教室	盛岡市永井23地割24-2	080-2308-6430
○		○	児童発達支援事業所 いるか教室	盛岡市前九年三丁目3-4	646-1477
○		○	児童発達支援事業所 いるか教室つした	盛岡市津志田西二丁目19-58	601-5400
	○	○	いるかデイ仙北	盛岡市東仙北一丁目6-27	635-3351
○	○	○	いるかデイ中屋敷	盛岡市中屋敷町1-78	613-3612
○	○	○	いるかデイ東見前	盛岡市東見前6地割77-5	681-6040
○	○		エコルド盛岡茶畑教室	盛岡市茶畑二丁目24-7 2階	681-9931
	○		エターナルプラスアカデミー 志家町教室	盛岡市志家町2-6 クリナーレ志家町104	681-2371
○	○		エターナルプラスアカデミーハッピーすまいる本宮	盛岡市本宮四丁目1-5	656-7911
	○		かものはし	盛岡市山岸四丁目2-23	661-7018
	○		カラフル	盛岡市門二丁目25-10	601-6172
	○		ぐっどすまいる 盛岡みたけ	盛岡市みたけ三丁目33-29	681-8221
	○		放課後等デイサービス GRIPキッズ 盛岡本宮校	盛岡市本宮二丁目15-14	613-7181
○	○		多機能型通所事業所くるみ	盛岡市南仙北一丁目4-2	601-7745
	○		運動療育型児童デイサービスCREDO月が丘	盛岡市月が丘三丁目49-47 1階	658-8677
	○		運動療育型児童デイサービスCREDO本宮	盛岡市本宮三丁目51-58	681-4464
○	○		コベルプラス 盛岡教室	盛岡市向中野字細谷地110	613-8943
○	○		こどもサポートサッカー	盛岡市前九年一丁目1-11	646-7999
○	○	○	こどもプラス 盛岡教室	盛岡市前九年三丁目6-23	681-8298
○	○	○	こどもプラス 盛岡南教室	盛岡市永井20地割22-4 サウスシティ盛岡101	601-3458
○	○		こぼんはうすさくら盛岡中野教室	盛岡市中野二丁目14-40	613-4004
○	○		こぼんはうすさくら盛岡緑ヶ丘教室	盛岡市東緑が丘21-35	681-8303

児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	事業所名	所在地	電話番号
○	○		こぼんはうすさくら盛岡南教室	盛岡市永井20地割5-125	658-8510
○	○		こぼんはうすさくら盛岡本宮教室	盛岡本宮六丁目34-26	618-7649
	○		シーキューブ	盛岡市三本柳23地割65-1	601-2310
	○		児童デイサービス スケッチブック	盛岡市向中野三丁目17-10	635-5226
○	○	○	ステップしもおた	盛岡市下太田下川原16-4	613-5545
○	○	○	ステップにしせんぼく	盛岡市西仙北二丁目7-1	681-2506
○	○		多機能型事業所ちやちやまる	盛岡市津志田中央三丁目22-17	681-3911
	○		チャレンジアカデミー中ノ橋通	盛岡市中ノ橋通二丁目3-22 2階	613-2947
	○		チャレンジアカデミー中ノ橋通part.2	盛岡市中ノ橋通二丁目3-22-301	070-5585-0783
	○		チャレンジアカデミー盛岡	盛岡市中野一丁目3-1 1階	070-6574-3141
○	○		多機能型通所事業所 つぐみ	盛岡市永井16地割73-2	613-7391
○		○	てらびあぼけっと 盛岡本宮教室	盛岡市向中野字幅10-4	656-6006
○	○		にじっ子ハウス・七番地	盛岡市津志田西一丁目17-55	601-8043
	○		のびっこハウス	盛岡市黒石野一丁目19-22	663-2013
○	○		のびっこ保育センター	盛岡市黒石野一丁目19-23	663-2013
○	○		児童デイサービスはびてい	盛岡市津志田中央三丁目22-57	681-7685
	○		はびるど	盛岡市手代森14地割9-25	601-7585
	○		デイサービス びりーぶ	盛岡市東仙北一丁目12-15 1F	636-1412
○	○		まごっち	盛岡市東松園一丁目12-13	656-8158
	○		放課後等デイサービス「くれよん」	盛岡市みたけ三丁目38-51	681-2538
○	○	○	放課後等デイサービス「とれいん」	盛岡市みたけ三丁目38-9	681-8005
	○		放課後等デイサービスみつわり	盛岡市三ツ割二丁目4-1	656-7650
	○		放課後等デイサービスみらいの風	盛岡市手代森9地割70-1	696-2055
	○		みんなのおうち玉山	盛岡市洪民字洪民55	656-0415
○	○		めだかの児童デイサービス	盛岡市乙部31地割13-1	675-1199
○	○		めだかの児童デイ 2号館	盛岡市乙部30地割78-9	681-7414
	○		めだかの児童デイ 3号館	盛岡市黒川22地割65-1	613-2813
○		○	盛岡ひまわり学園	盛岡市前九年三丁目12-38	646-3977
○	○		杜の風 いろ葉	盛岡市本町通一丁目7-39	613-4611
	○		ゆいhouse	盛岡市青山四丁目17-10	601-6909
	○		楽学舎	盛岡市本町通一丁目6-3 桜苑ビル102号	622-4117

●地域活動支援センター

種別	事業所名	所在地	電話番号
I	ソーシャルサポートセンターもりおか	盛岡市本町通一丁目9-14	651-6271
II	太田の園地域活動支援センター	盛岡市上太田穴口53	659-3366
	地域活動支援センターII型「風の館」	盛岡市川目第6地割93-4	666-2323
	しらたき工房	盛岡市川目第15地割1-6	652-1120
	地域活動支援センターぴあ	盛岡市本宮一丁目9-12	681-3971
	地域活動支援センター leaf	盛岡市内丸1-6	601-9691
	地域活動支援センターII型 のびっこ	盛岡市黒石野一丁目19-23	663-2013
	地域活動支援センターヒソコ工房事業所	盛岡市大館町28-53	646-8581
	地域活動支援センターII型 みらい塾	盛岡市みたけ五丁目17-17	601-1160
	盛岡地域福祉センター	盛岡市手代森14地割16-89	696-5640
	夢・きらり地域活動支援センター	盛岡市乙部29地割37	601-6315
III	地域活動支援センターII型 ラグーン	盛岡市盛岡駅前北通4-16 マルビルV4階	681-3020
	喫茶ひだまり	盛岡市上田字松屋敷34 (県立博物館内)	662-6350
	一般社団法人夢現舎ほのほのホーム	盛岡市乙部29地割74-13	601-7557
	身障者企業組合夢IT工房	盛岡市高松二丁目19-54	663-2177



障がい者福祉のごあんない

発 行 令和7年3月（改定三十一版）

編 集 盛岡市保健福祉部障がい福祉課

印 刷 岩手ワークショップ

R100

この冊子は、古紙配合率 100%再生紙、
白色度 70%以下を使用しています。